

◎議 事 日 程（第 4 号）

令和 6 年 3 月 11 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する質問
- 日程第 2 議案第 2 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 3 号 愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 5 号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 6 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 7 号 愛西市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 8 号 愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 9 号 愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 10 号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 11 号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 12 号 津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 12 議案第 13 号 市道路線の廃止について
- 日程第 13 議案第 14 号 市道路線の認定について
- 日程第 14 議案第 16 号 令和 5 年度愛西市一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 15 議案第 17 号 令和 5 年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 18 号 令和 5 年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 19 号 令和 6 年度愛西市一般会計予算
- 日程第 18 議案第 20 号 令和 6 年度愛西市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第 21 号 令和 6 年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 議案第 22 号 令和 6 年度愛西市介護保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 23 号 令和 6 年度愛西市水道事業会計予算
- 日程第 22 議案第 24 号 令和 6 年度愛西市下水道事業会計予算
- 日程第 23 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（１８名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	佐 藤 旭 浩 君
3 番	中 村 文 武 君	4 番	河 合 克 平 君
5 番	真 野 和 久 君	6 番	山 田 門左エ門 君
7 番	吉 川 三津子 君	8 番	杉 村 義 仁 君
9 番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
市民協働部長	田 口 貴 敏 君	企画政策部長	西 川 稔 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	人 見 英 樹 君
健康子ども部長	清 水 栄利子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	加 藤 義 久 君
総 務 課 長	青 木 万亀雄 君	財 政 課 長	堀 田 毅 君
経営企画課長	井戸田 悦 孝 君	保険年金課長	後 藤 真 治 君
高齢福祉課長	八 木 久美子 君	生涯学習課長	石 田 泰 弘 君
経 営 企 画 課 課 長 補 佐	若 松 孝 志 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	杉 本 昌 哉

午前 9 時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

それでは、本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

ただいまから代表質問に入りますが、質問時間は質問・答弁含め15分とされております。

また、再質問については、1回までできるとされております。

通告した内容が答弁を含め、持ち時間内に収まるように、質問は簡潔・明瞭に行っていただくようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する質問

○議長（杉村義仁君）

日程第1・市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する代表質問を行います。

質問者の順番及び質問事項は、お手元に配付のとおりです。

なお、質問は簡潔・明瞭に決められた時間内で行っていただくようお願いいたします。

最初に、新生愛西クラブを代表して、13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、新生愛西クラブを代表して、招集挨拶並びに施政方針について質問をさせていただきます。

私からは、市長が述べられましたまちづくりの視点のうち、2つの視点についてお尋ねしたいと思います。

まずは、第2の視点、心身ともに健やかな地域共生のまちづくりについてであります。

令和6年度当初予算においては、人口減少、少子高齢化に伴い、社会保障関係費を含む民生費は43.9%を占め、その額は年々増加をしております。独り暮らしの高齢者の方や高齢者の方だけで構成される世帯は今後ますます増加することが見込まれております。また、後期高齢者の方の割合が増加するにつれ、介護が必要な方の増加も見込まれております。

市長は、招集挨拶並びに施政方針において、御高齢の方が地域とのつながりや生きがいを持ちながら安心して住み慣れた自宅で暮らしていけるよう、個々の生活状況に応じたきめ細やかな支援を進めていくとおっしゃられました。

そこで、こうした方々が安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域共生のまちづくりの視点、日常生活上の支援や多様な主体による支援が重要であります、市としてどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、第3の視点、一生涯の学びを支えるまちづくりについてであります。

全国的に少子化が進行する中、本市においても児童・生徒数は年々減少傾向にあり、市内の小・中学校の小規模化が進んでおります。今後の人口推移を見ましても、さらなる小規模化は

避けられない状況となっております。

一方で、市内の公共施設の状況を見ても、延べ床面積の過半数を学校施設が占めていますが、学校施設の80%近くが建設後30年以上経過しており、全体的に老朽化が進んでおります。学校施設の老朽化への対応は喫緊の課題であると同時に、時代に即した教育環境の充実も図っていく必要があると考えております。

市長は、招集挨拶並びに施政方針において、事業の推進に当たっては子供たちの学習環境を第一に考え、引き続き保護者や地域の皆様に対しても説明していくとおっしゃられました。

そこで、小・中学校の適正規模化や老朽化対策について、現在基本計画の策定に向け、最終の取りまとめを行われているところだと思っておりますが、計画の公表後、市としてはどのような体制で事業の実行に取り組んでいかれるのでしょうか。教育委員会にお伺いしたいと思います。

以上、2点について御答弁をお願いいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

今回、地域共生のまちづくりの視点といたしまして、日常的な生活上の支援や多様な主体による支援の取組について御答弁をまずはさせていただきます。

施政方針でも述べさせていただきましたが、国立社会保障・人口問題研究所が発表いたしました国内の将来推計人口を見ますと、今から約30年後の2050年の人口は約1億400万人と15%以上減少し、高齢化率は37%となっております。また、本市の2050年の人口は約4万2,000人、高齢化率は43%と5人に2人は高齢者という状況となっております。直近の状況を見ても、2025年には団塊の世代の全てが75歳以上を迎え、さらに厚生労働省の推計では65歳以上の約20%の方が認知症患者であるとのデータも示されております。全国的に高齢化のペースが加速度的に進む中、本市におきましても超高齢化社会を見据えた対策に早急に取り組まなければなりません。

その対策といたしまして、一人でも多くの高齢者の方々がいつまでも元気で、住み慣れた地域でいきいきと生活ができるような環境づくりが重要となってまいります。本市では、生活支援、介護予防の推進、在宅医療と介護の連携、家族を含めた認知症に対する施策などを実施し、民生委員や地域住民など多様な主体とも協力、連携を深め、地域の包括的な支援サービスの提供を推進しております。

令和6年度には生活支援の推進に係る取組について、さらに新規拡充を図っていきいたいと考えております。具体的には、高齢者福祉タクシーの料金助成事業におきましては、海部津島地区及び稲沢市内までを利用範囲とし、さらに65歳以上で運転免許をお持ちでない方の移動支援を図ることで、外出を促してまいります。

また、自分でごみ出しが困難な方で周りの協力を得られない方のみの世帯や、要介護1以上など要件を満たしている方に対しましての家庭ごみの戸別収集を試行的に実施させていただきたいと考えております。

また、加齢による筋力や心身の活力が低下し、介護になりやすい状態でありますフレイルへ

の対策といたしましては、高齢者自身が兆候に気づき、予防のための知識や方法を学び、習慣化することを目的とした出前講座についてのコースの増加や講義内容の拡充を図ってまいります。

さらに、複雑化・複合化により増加する分野別では解決できない生活課題に対応するために、重層的支援体制事業に着手をいたします。

その他、本市では運動と食の両面からアプローチを行い、健康意識を高める取組といたしまして、健康なまちづくり事業を実施しており、運動習慣の定着のため、スマホを活用した運動支援事業に取り組んでおります。令和6年度につきましては、新たなコースを追加し、高齢者の方をはじめ、市民の皆様に健康づくりの取組を促してまいります。

これら様々な事業を通じ、一人でも多くの高齢者の皆様がいつまでも元気で、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を図ってまいります。私からは以上です。

#### ○教育長（河野正輝君）

私からは、基本計画公表後の体制、事業の実行についてお答えをさせていただきます。

本市においては、少子化により小・中学校での小規模化が進む現状がある中、子供たちのよりよい教育環境の整備、充実を図る上で、学校規模等の取組は避けては通れないテーマです。第Ⅰ期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本方針案では、本市で育つ未来を担う子供たちの教育における望ましい学校の在り方について教育委員会として判断し、策定を進めています。さらに、学校施設の老朽化も進んでおり、安全・安心な教育環境の整備に向けた対策も喫緊の課題として捉えております。

これまで、立田・八開地区の検討協議会で実施された保護者アンケートや保護者向け並びに市民向け説明会、令和5年の7月から8月にかけて実施しました座談会、10月から11月にかけて実施しました世帯対象の意向調査など、学校の適正規模化に関して、保護者や市民の方から御意見を伺う機会を多く設けてまいりました。その結果、市民の皆様に老朽化対策を含めた適正化事業の取組について、尊重すべき一定の御理解をいただいていると考えております。

このたび取りまとめた第Ⅰ期基本計画（案）では、5つの施策に取り組むとし、具体的な方向性を示しました。この5つの施策に取り組むに当たり、学校、保護者、地域住民等各施策の関係者で構成する（仮称）準備委員会を施策ごとに設置します。その準備委員会において、検討、協議を円滑に行うために、関係校の教職員を委員とする佐屋小学校老朽化対策検討委員会並びに学校規模適正化課題検討委員会を設置し、学校現場の声を聞きながら課題を洗い出し、現在検討協議を進めております。

また、通学方法や校舎整備、地域コミュニティー、防災拠点の在り方など教育部局のみで解消することが困難な課題については、市長部局の職員も構成メンバーとする愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策プロジェクトチームにおいて関係部署と連携し、協働して取り組んでまいります。

学校施設は、教育的な役割だけにとどまらず、生涯学習、スポーツの拠点としての役割、地

域コミュニティーの中核としての役割、避難所としての役割など、地域住民の皆様にとって核となる身近で重要な施設でもあります。こうした点も考慮して、子供たちの教育環境を整備することを第一に、関係部局と連携し、丁寧に協議をしながら着実に進めてまいります。

### ○ 13 番（近藤 武君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

全国的にも高齢化の進行により、高齢者・障害者福祉に関する経費は年々増大しております。愛西市でも、令和 6 年度当初予算を見てみますと、扶助費が予算総額の 25% を占めるなど、福祉施策に関する予算は大きなものであり、かつ義務的経費と言われるとおり、簡単に削減できるものではありません。今後とも、高齢化が進む中にあっては、扶助費のさらなる増大は避けられません。その上で、地域共生社会の考えの下、一人でも多くの高齢者の方々がいつまでも元気で、住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう、引き続き既存の福祉施策に取り組むとともに、社会情勢の変化や課題に対するため、新たな施策にも取り組んでいくという市長の考えを伺うことができました。

また、小学校の適正規模及び老朽化対策の今後の進め方については、教育長から御答弁をいただきました。

今年度中に第 I 期基本計画が策定・公表されるということから、令和 6 年度は第 I 期基本計画の初年度として重要な年になるのではないのでしょうか。各施策の具体化に向け、個別具体的な課題や調整すべき事項も多々あることと思います。その際、教育長、また市長におかれましては、ぜひ子供たちの学習環境が第一という考えの下、市長の政治理念でもあります「すすめる決断」と「とどまる勇気」でもって、保護者や地域、市民の皆様に対してしっかり説明を行いながら、実現に向けて体制を整え、かじ取りをしていていただきたいと思います。と思っています。

我々新生愛西クラブといたしましては、今後も市当局と一緒に知恵を絞り議論を進めながら、持続可能な愛西市の実現に向け、全力で取り組んでいくことをお約束として、私からの代表質問を終わります。

### ○議長（杉村義仁君）

13 番議員の質問を終わります。

次に、公明党あいさいを代表しまして、18 番・竹村仁司議員、どうぞ。

### ○ 18 番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、公明党あいさいを代表して、日永市長招集挨拶並びに施政方針について質問をまいります。

まずは、財政運営についてです。

令和 2 年度以降、国においては新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策、生活困窮者等を支援するための緊急的な財政出動として、県や市町村に対する交付金を創設し、措置されたところです。本市もこの交付金を活用して、地域の実態に応じた細やかな対応を実施した結果、令和 2 年、3 年、4 年度の決算規模はかなり大きなものとなりました。しかし、いずれ国からの財政出動はなくなり、地方財政の構造も平時の状況に戻らなくてはなりません。本

市においても、これまでのような国からの緊急的な財政出動を前提としない人口減少、少子高齢化、施設の老朽化などに備えた財政運営の持続可能性の確保を図っていく必要があります。その上で、愛西市の未来を切り開くための施策を積極的に行っていくためには、それを支える財政基盤を確立する必要があります。

ここでお伺いします。

令和6年度当初予算は過去最大の規模となりましたが、市政を取り巻く環境の変化に対応するため、どのような予算編成を行ったのでしょうか。市長の思いをお聞かせください。

次に、シティプロモーションの推進についてお伺いいたします。

市長の施政方針の中で、愛西市の将来の人口の推計について、今から30年後の2050年は4万2,000人となり、高齢化率は43%、生産年齢人口は48%になるとの発言がありました。全国的にも人口減少、少子高齢化が進展する中、愛西市を含む地方圏では地域づくりの担い手が不足するという課題にいずれ直面することになります。この課題を解決する手段の一つとして、交流人口、関係人口を創出する取組が全国各地で行われています。最初から移住を目的とせず、市外から観光に来られる交流人口や、市外から市の取組や市民の皆様、市内事業者などと様々な形で関わっていただく関係人口の創出は、この社会情勢においては重要な取組であると考えております。

そこでお伺いします。

シティプロモーションの戦略的、効果的な推進について、市ではどのような目標、課題を持っておられるのでしょうか、お聞かせください。

2点お願いします。

## ○市長（日永貴章君）

それでは、私から1点目の予算編成についての思いについて御答弁をさせていただきます。

本市では、毎年度200億円以上の予算を展開し、子育てをはじめとした福祉施策、地域活性化施策、観光振興などバランスのある総合的なまちづくりに向けた取組を進めさせていただいております。

令和6年度当初予算は、一般会計ベースで過去最大であった令和5年度をさらに24億5,100万円以上を上回る過去最大の予算規模となっております。予算額の推移を見ますと、10年前の平成26年度当初予算は、市役所の庁舎建設という大型事業によりまして予算額は248億4,200万円でした。それ以降、投資的経費は減少しておりましたが、一方で人件費、扶助費、公債費から成る義務的経費は、合併以降増加傾向にありました。その影響から、平成30年度は予算総額は再び増加に転じ、令和6年度当初予算は過去最大の予算規模となったところでございます。

令和6年度当初予算を性質的に見てみますと、義務的経費は約132億100万円、予算総額の48.2%を占めております。この額は、平成26年度の義務的経費より26億2,100万円増加しており、10年間の予算総額の増加額は25億6,800万円と比べましても、その増加幅は大きくなっております。さらに、義務的経費のうち、高齢者、障害者、児童等を支援する経費であります扶助費は、平成26年度当初予算と比べ22億6,300万円増加しており、扶助費の増加が特に顕著と

なっております。

一方で、市独自事業といたしまして、子育て世代への支援をはじめ、様々な取組も行わせていただいております。令和6年度におきましては、近隣市に先駆けまして、愛西市立の中学校に通う生徒の学校給食費無償化に市単独事業といたしまして取り組むとともに、先ほども答弁させていただきましたが、ごみ出し困難者世帯に対する支援を試行的に実施するなど、市政の課題に対応するための施策にも取組を始めさせていただきました。

これら、誰もが住みやすい愛西市として切れ目のない子育て支援や生涯の学び支援、高齢者福祉の充実といった福祉、教育にかけられる予算は、決して他市に劣ってはいないというふうに考えております。一方、公共施設やインフラの老朽化が進む中、安心・安全で快適なまちづくりをしていくためには、施設等の更新、長寿命化などが必要であり、まちのにぎわいとしてハード整備も重要だというふうに考えております。

本市では、これまでも国・県補助金や有利な地方債を活用してハード事業を実施してまいりました。普通建設事業が大きな年度として、平成21年度には総合斎苑、平成22年度には給食センター、平成26年度には庁舎建設整備を行っていますが、いずれも特定財源を確保し、実施しております。令和6年度の普通建設事業34億5,400万円は、これらの年度に次ぐ規模となります。中学校体育館の空調整備や道の駅と都市公園の一体整備など、安全・安心で快適なまちづくりやにぎわいのあるまちづくりの取組に向け財源を確保し、計画的な事業を実施してまいります。

令和6年度当初予算につきましては、児童、高齢者、障害者福祉といった狭い意味での福祉ではなく、市民の皆さんの幸せや豊かさといった広い意味での住民福祉の向上を追い求め、各種施策をバランスよく総合的に取り組むための予算編成を行うことができたと考えております。私からは以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

それでは、私からはシティプロモーションを推進するに当たっての目標、課題について御答弁をさせていただきます。

全国的に人口減少、少子高齢化の加速度的な進展が見込まれる中であって、自治体間競争は激化しており、本市としても魅力的で持続可能なまちづくりを行っていかねばなりません。そのため、本市ではバランスある総合的なまちづくりに向け施策を推進しており、令和6年度予算においても、市の独自事業により子育て世帯への支援の継続、拡充、教育環境の整備の実施など、標準以上の行政サービスに取り組んでおります。さらに、市制20周年、道の駅と都市公園のグランドオープン、アジア・アジアパラ競技大会の実施など、本市の魅力を向上させる可能性のあるプロジェクトを控え、令和6年度はその成功に向けた重要な年だと位置づけております。

自治体間競争が激化する中、本市の魅力ある自然、食、伝統、観光資源はもちろんのこと、毎年度展開している事業はプロジェクト等の本市の強みについて、他自治体との差別化、いわゆるブランドの明確化を図り、市内外に打ち出し、認められ、個人や企業から選択される市と

ならなければなりません。もちろん、全国的な人口減少の中、本市のみが人口増となることは考えられません。まちの魅力を高め、内外にアピールすることで、企業や市民の愛着度の形成と、交流・関係人口の創出を図る、これがシティプロモーションの効果だと捉えております。

シティプロモーションの実施に重要な視点は2つあると考えております。

1つ目は、情報発信についてです。

本市では、これまで行政情報やイベント、観光情報等を発信していますが、いわゆる行政らしい情報発信にとどまってしまっております。また、事業所管課が情報発信しておりますが、市に必要とする対象者に対して適切な方法で、受け手にとって分かりやすい表現で発信が行われているか検証がされておられません。令和6年度以降も、原則事業所管課が情報発信、PRを行うことは変わりませんが、全ての課、全ての職員がシティプロモーションの視点を持ち、効果的・効率的にPRを常に意識して情報発信する必要があります。その際、全職員が同じ目線で戦略的にシティプロモーションに取り組むためにも、定義、目標、成果指標、取組の方向性、推進体制などを定めた計画が必要になります。そのため、令和6年度にはシティプロモーション課を中心に戦略策定に取り組んでまいります。

次に、重要な視点の2つ目は市民との協働についてです。

交流人口、関係人口を創出するために、重要な情報発信ツールの一つが口コミだと考えております。市民の皆様、愛西市はいいまちだよと言っていたかなければ、市外の皆様に喜んでもらえる市にはなりません。まずは、市民の皆様に広く市について知っていただき、この地域に愛着を持っていただけるよう、市の情報をあらゆる場面で発信する取組を進めてまいります。

そのため、シティプロモーション戦略の策定に当たっては市民アンケート、市民ワークショップを実施して、市民の皆様を巻き込んでまいります。市全体でまちをよくしていこうという思いの熱量を上げて、市内外に情報発信することで、地域の活力は高まります。それが、まちの担い手を増やし、市外に応援してくれる人を増やし、それがさらに愛西市を元気にする熱量を高めていくという好循環が生まれることを期待しております。こうした視点の下で、シティプロモーションを実施することにより、市内外の皆様からもっと知りたい、何度でも訪れてみたい、住んでみたい、住み続けてみたいと思っていただけるような愛西市を築き上げてまいります。以上でございます。

#### ○18番（竹村仁司君）

ありがとうございました。

公明党あいさいといたしましては、今後も市民の皆様の声に耳を傾けながら、当市当局として、しっかり議論を進め、愛西市の発展に向け、全力で取り組んでいく決意を述べさせていただきます、私の発言を終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

18番議員の質問を終わります。

次に、日本共産党愛西市議団を代表いたしまして5番・真野和久議員、どうぞ。

## ○5番（真野和久君）

それでは、日本共産党愛西市議団を代表して、市長招集挨拶並びに施政方針説明に対する質問を行いたいと思います。

最初に、1点目としては、多様な学びを促す教育環境についてであります。

市長の挨拶、施政方針の中では、学校規模適正化について、昨年10月の意向調査の段階でも立田中や佐屋中の統合に34.4%が反対、八開中、佐織西中の統合にも34.9%が反対という結果になっていますが、このことについて市長はどのように考えるでしょうか。

また、10月に立田地区の教育環境を考える会から計画素案を一旦止め、住民参加で再検討することを求める要望書が市長に出されていました。その内容に対する市長の考えを伺います。

さらには、今パブリックコメントが終了し、教育委員会でも今後計画案が出されていくということになりますが、そのパブリックコメントの中でも反対意見は多く、このままこの案を計画として進めることに問題があるのではないかと思います。その点についても市長の考えをお尋ねいたします。

2点目として、障害・高齢者福祉の充実についてであります。

子育て支援が充実される一方で、高齢者、障害者に対する支援はスクラップ・アンド・ビルドという市長の考えに基づいて、そうした状況にあります。高齢者施策では、令和6年度は高齢者福祉施策事業の改善や新事業でゴミ収集支援が行われるなど、こうした新たなサービスも生まれていますが、一方では見守りサービスの有料化などでサービス利用条件の制限も行われてきました。障害者サービスでも、精神障害者保健福祉手帳3級所持者への医療扶助が、市がこの4月1日から精神疾患のみに限定される状況であります。これまでの全疾病に対する支援は、県内でも清須、豊山、飛島村などとともに先進的な事業だっただけに、この廃止は大変残念です。こうした廃止や制限ではなく、必要な方に支援が届くようにきめ細かい対策が必要ではないかと思います。その点についての市長の考えを伺います。

## ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、多様な学びを促す教育環境に係る意向調査の結果について御答弁させていただきます。

令和5年10月に実施された愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策に関する意向調査は、立田・八開地区の世帯を対象に、広報「あいさい」と同時に配付し、郵送により回答していただきました。立田地区において、調査対象2,209世帯のうち720世帯から回答をいただき、回答率は32.6%でした。八開地区においては、調査対象1,298世帯のうち545世帯から回答をいただき、回答率は42.0%でした。

立田地区では、現在の佐屋中学校の場所に、現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置するとの質問に対し、おおむねも含め、賛成する世帯が40.5%と反対する世帯34.4%を上回る結果でした。

八開地区では、現在の佐織西中学校の場所に、現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を一つの学区とする新たな中学校を配置するとの質問に対し、おおむねも含め、賛成する世帯

が42.3%と反対する世帯32.9%上回る結果でした。

立田地区、八開地区ともに、調査結果から、おおむねも含め、賛成する世帯が反対する世帯より多い調査結果から、地域住民の皆様にも御理解いただいていると考えます。

また、意向調査の結果は尊重しなければなりません。今の段階では判断できないが、両地区ともに約25%であったことから、学校規模適正化に係る取組を未就学児や小学生の保護者、地域の皆様の御理解、御協力をいただけるよう、広報「あいさい」、ホームページ、SNS、地域での回覧及び保護者向け配付物などにより、継続して周知を図る必要があると考えております。

続きまして、立田地区の教育環境を考える会から提出されました基本計画素案の見直しを求める要望書についてでございますが、第Ⅰ期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画（案）の策定を進めるに当たり、これまで立田・八開地区の検討協議会で実施された保護者アンケートや保護者向け、市民向け説明会、令和5年7月から8月にかけて実施しました座談会、学校規模の適正化並びに老朽化に関する情報を広報「あいさい」や各世帯向けの回覧、ホームページ、SNSの活用により周知するとともに、市内小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、学校経由で教育委員会からのお知らせとしてお届けし、地域住民の十分な理解と協力等を得るために取り組んでまいりました。

令和5年10月10日に、立田地区の教育環境を考える会から、基本計画素案の見直しを求める要望書の提出も考慮して、愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策に関する意向調査を実施しました。意向調査の結果は、立田・八開地区ともに、調査結果から、おおむねも含め賛成する世帯が反対する世帯を上回る結果となっております。児童・生徒の保護者や、将来の受益者である就学前の子供の保護者、地域住民に対して、早期に計画を策定することが重要であると考えております。

続きまして、パブリックコメントの結果についてでございますが、令和6年1月9日から1月31日まで実施しました第Ⅰ期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画（案）のパブリックコメントにおいて、82人から136件の御意見等をいただきました。令和4年の愛西市立小中学校適正規模等基本方針改定時における32人から75件と比較して、第Ⅰ期基本計画（案）を多くの市民の皆様にも熱心に取り組んでいただいたと考えております。

御意見等では、「地域の小・中学校をなくさず、小規模校のよさを生かし、目の行き届いた教育をしてください」や「子供に通学の労苦を強い、地域のコミュニティーが希薄し、結果として過疎化が進んでしまいます。学校の老朽化対策こそ最優先して進めるべきです」など、おおむね否定的な御意見もいただきました。一方で、「計画的に学校規模の適正化を進め、教育の充実を進めていただきたい」や「情報提供や説明会、座談会も実施して進めているのであれば、自信を持って進めてほしい」「地域のことで子供たちの教育を一番に考えてほしい」など、学校適正化を進めることにおおむね肯定的な御意見もいただいております。

意向調査の結果を踏まえ、学校規模適正化に向けた具体的な取組などについて各施策に係る個別計画の策定を進め、児童・生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者、地

域住民に対して早期に明示していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、障害・高齢者福祉の充実に御答弁申し上げます。

高齢者福祉施策では、平均寿命が延びる中、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続するためには、介護が必要となる時期を遅らせ、健康寿命を延ばすことが重要だと考えています。一人一人が目標を持ち、他者との関わり合いの中で自分の居場所を見つけ、生きがいや楽しみを見つけられるよう事業実施の妥当性や効果を検証しながら支援をしています。

また、介護予防事業にも力を入れており、新しい事業内容を検討しながら、様々な教室の開催や配食サービスをはじめとする生活支援や見守り支援もしています。要望の多かった高齢者福祉タクシー事業も、令和6年度から利用範囲を通院などに限定せず、また同居家族の有無に関わらず、要介護認定者や運転できない方といった真に必要な方を対象とすることによって、移動支援が厚くなり、社会参加を促す一助になるものと考えています。

次に、障害福祉施策について、精神障害者保健福祉手帳3級所持者への医療費の支給は、県の制度に準じて見直しましたが、自立支援医療受給者に対する助成を精神通院に係る医療費の2分の1償還払いから全額現物給付に拡大をしています。

その他、予算額の増額が続いています。障害者支援サービスは、国の制度に基づいた事業が多いとはいえ、本市としましては障害者相談事業などを通じ、対象者一人一人に寄り添い、これまでと同様、必要に応じたきめ細やかなサービスにつなげていきます。

さらに、介護、障害、子供、生活困窮等の各分野で複雑・複合化した生活課題に対し、一体的支援を図っていく重層的支援体制事業を令和6年度から新たにスタートさせます。社会保障関係経費は、令和6年度当初予算で多くを占めています。限りある財源の中で、福祉施策においても変化していく社会情勢に柔軟な対応をしつつ、各事業の在り方を常に検証し、効果的・効率的な事業を展開してまいります。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

代表質問ですので、基本的に市長に直接答弁をいただきたいなというふうに思います。今日は特に統合、学校の適正化については、今の教育部長の答弁はこれまでの一般質問と同じ答弁なので、やっぱり市長の思い、当然市長は、基本的に教育長が愛西市の教育に関してしっかりと責任を持ってやっていくことは当然なんですけれども、やはり市長として総合教育会議等も含めてやっていく必要、教育をつくっていくということがありますので、ぜひ市長のお考え方を一つお願いしたいと思います。

それから、障害福祉サービスの充実のほうですけれども、高齢者サービスの。今新しいことは非常に評価できるんですが、やはりこれまででどんどん削られてきたこと、例えば3級所持者に関しては、障害者の自立という点でも市独自の施策をなくしてしまったというのは問題。県に合わせるのは当たり前であって、その辺はやっぱりしっかりと踏まえてほしいし、それからあと、特に布団乾燥サービスなんかでもそうですが、要介護認定を受けないとサービスが受けられないというのは、そういう認定を受けなくても、そこまではいかなくても体が弱って

いる人もたくさん見えますので、そうした点でもう少し細かく、タクシーを見直したようにやっていただきたいと思うんですが、その点についてもぜひ市長の考え方をお願いします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

まず最初に、多様な学びを促す教育環境についてでございます。

今まで様々な市民の方、保護者宛ての説明会や、またアンケートなどが実施をされてきておりまして、先ほど部長からもいろいろなアンケート結果等の答弁をさせていただきました。市と我々当局といたしましては、まずは児童・生徒の皆様方の学びの機会をしっかりと確保していくことが必要であるというふうに思っております。

また、社会情勢、そして教育行政も日々変わってきておりますので、我々としてはそういった点にも十分に予算を確保しながら、柔軟な対応をしていくことが必要だというふうに考えております。

続きまして、障害福祉、高齢者福祉の充実でございますが、ほかの会派の方々のところでも答弁を申し上げましたけれども、今後日本全体が少子高齢化がさらに進んでくるということでございます。市といたしましては、様々な施策を展開していくわけでございますが、その中でもやはり財源確保というのが一番大きな問題になってくるのではないかとというふうに思っております。他市の動向等もしっかりと研究をしながら、市としては取り組んでいかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

#### ○議長（杉村義仁君）

時間がもちません。

5 番議員の質問を終わります。

次に、無会派、16 番・山岡議員、どうぞ。

#### ○16 番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、無会派を代表いたしまして、招集挨拶並びに施政方針について御質問させていただきますので、御答弁のほうをよろしく願いいたします。

私からは、まずは市長が施政方針で述べられましたまちづくりの視点のうち、第4の活力ある快適なまちづくりについてお尋ねさせていただきます。

令和2年、新型コロナウイルス感染症が全国に拡大して以降、市内においても様々な行事、イベントが中止、縮小を余儀なくされました。地域のにぎわいの場が失われることにより、地域の活力も減退していったような感じを受けました。昨年、令和5年5月8日から新型コロナ感染症上の位置づけが5類に見直されたことにより、まちににぎわいが取り戻されました。昨年のあいさいさん祭りに訪れたときの市民の皆さんの笑顔を、笑い声を私は忘れることができません。人が集うところにはにぎわいが生まれ、活力が生まれ、そこにはさらに人が引き寄せられます。これが、持続可能なまちづくりの原点だと私は思います。

そこで、伺わせていただきます。

市では、憩い、にぎわいを創出し、地域活力を高めるため、計画的なまちづくりに取り組ん

でおられます。こうしたハード面での整備につきましても、市民との協働の視点を持つことが持続可能なまちづくりを進めていく上で重要だと私は考えます。市では、どのような取組を取り組んでいかれるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

次に、道の駅と都市公園の整備については、令和6年度にはいよいよ工事が本格化してまいります。6月頃には指定管理者が決定し、令和7年度の一部供用開始、そして令和8年度の全面供用開始に向けて事業は進捗してまいります。

そこでお伺いします。

新たな道の駅及び都市公園についても、本市のにぎわい創出拠点として重要な位置づけだと考えますが、改めてこの事業に対する市長の思いをお聞かせください。

次に、第3の一生涯の学びを支えるまちづくりからスポーツの推進についてお尋ねさせていただきます。

市長は、施政方針の中で、2026年のアジア・アジアパラ競技大会を契機に、市民の皆さんがスポーツに関心を持つだけでなく、健康づくりや地域の活性化に関心を持ち、自ら取り組んでいただくことが重要であるとお話しされています。誰もが気軽に、自分に合ったスポーツを継続して行うことが重要だと思います。

そこでお伺いいたします。

この4月の愛称、貝沼建設花はすフィールドあいさいの一般利用のスタート、そして2026年、アジア・アジアパラ競技大会の競技実施と、本市においてもスポーツ振興に対する環境が大きく整ってまいりましたが、生涯スポーツの振興に向け、市ではどのような取組を行っていくのでしょうか、教育委員会の御答弁をお願いいたします。

以上で質問をさせていただきます。

## ○市長（日永貴章君）

それでは、私から最初に御答弁させていただきます。

最初に、活力ある快適なまちづくりについてでございますが、第2次愛西市総合計画におきまして、「ひと・自然 愛があふれるまち」を将来都市像と定め、協働、持続可能なまちづくりを基本理念といたしております。都市計画マスタープランに掲げます事業につきましても、総合計画の基本理念を遵守することとしております。

現在、本市では持続可能なまちづくり関係事業といたしまして、藤浪駅前広場の改修工事、そして佐屋駅周辺整備事業を進めさせていただいております。駅前広場の計画に当たりましては、官学連携事業として実施した愛西市活性化プロジェクトでの清林館高校の生徒の皆さんの意見等も取り入れまして、藤浪駅前広場の改修工事を進めさせていただいております。令和7年度以降につきましては、地域の皆様方をはじめ、様々な方にこの空間を活用していただけるよう、積極的に働きかけることも重要であると考えております。

また、人口減少、少子高齢化社会への対応を踏まえまして、都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、集約的なまちづくりに向け、鉄道駅を中心とした既設の市街地周辺部に新たな市街地整備を図る事業を進めております。

まちづくりに当たりましては、そこに住み、通う方々や企業が能動的に関わり、行政と地域の持続可能性を高めることを共通認識として長期的に取り組んでいくことが必要だと考えております。市といたしましては、引き続きこうした視点を持ち、次世代へつなぐ持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、道の駅及び都市公園整備に対する思いについてでございます。

御承知のとおり、現在整備を進めております県内有数の集客力を有する道の駅のリニューアルと、市の観光資源、森川花はす田を生かして新たに整備する都市公園につきましては、幅広い世代に愛される観光情報発信拠点を目指しております。

今後につきましては、道の駅と新たな都市公園を一体的に管理運営することで、高い相乗効果を生み出すことが期待できる事業者の選定が重要となっております。性格の異なる施設を10年という長いスパンで一体的に管理運営する事業者の選定であることから、選定委員の皆様方には事業計画や収支計画など慎重に見極めを行っていただいております。そして、この複合施設が愛西市の中心的な顔となり、にぎわいが創出されることにより、本市の知名度や魅力の向上、来訪者の増加、さらには関係人口の創出拡大が図られることを期待しております。

一方、市民にとっても愛着のある憩いの場、日常的に訪れる施設として感じていただくことが重要であるというふうに思っております。道の駅の名称につきましては、次世代を担う中学生から募集した候補の中から、一般の方に投票で選んでいただく名称募集を現在行っているのもその取組の一つであります。この施設をシンボルとして、本市に対する愛着度の形成と地域価値の向上を目指してまいります。私からは以上でございます。

#### ○教育長（河野正輝君）

私からは、生涯スポーツ振興に向けた取組についてお答えをさせていただきます。

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や人々の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて有意義なものと考えております。

本市では、幼児期から生涯にわたって、自分に合うスポーツを気軽に継続して行うことができる生涯学習としてのスポーツ振興に向け、これまで様々な施策に取り組んでまいりました。具体的には、市スポーツ協会による市内スポーツ団体、スポーツ少年団の充実した活動の支援、2012年から総合型地域スポーツクラブとしてスタートしたあいさいスポーツクラブの活動支援、スポーツ推進員によるニュースポーツの普及やいきいきジョギングや愛西さわやかウォーキングなどのイベントの開催、市民運動会の開催支援などの事業を実施してまいりました。

また、スポーツ施設に予約システムを導入し、市民の皆様にとってより利用しやすい環境整備を行いました。こうした中であって、令和6年度は本市の生涯スポーツの振興をさらに推進するための事業を考えております。

1つ目が、開催まであと922日となった令和8年度に開催される4年に1度のアジア最大のスポーツの祭典であるアジア・アジアパラ競技愛知・名古屋大会に向けた取組になります。長良川国際レガッタコースにおいて、ローイング競技が開催されますことから、本市としては新

設される大会推進室を中心に競技大会の調整を図るほか、レガッタやローイング競技を体験したり、見たり、応援したりする楽しさを味わってもらうことで、市民の交流や連帯感を高めてまいります。そして、アジア・アジアパラ競技大会の盛り上がりとともに、市全体の生涯学習スポーツに対する機運の醸成を図り、スポーツを身近なものにし、スポーツを始めるきっかけづくりにつなげてまいりたいと考えております。

2つ目が、県内3か所目となる新たなスポーツ施設の愛知県フットボールセンター愛西のオープンです。令和6年4月から、愛知県サッカー協会により人工芝の多目的グラウンド、（愛称）貝沼建設花はすフィールドあいさいが利用できるようになります。本市では、本施設を利用してのスポーツ大会やイベントの開催につきましても、愛知県サッカー協会と協議して進めてまいります。そのほか、中学校の体育館に冷暖房の空調を整備し、部活動や学校開放によるスポーツ活動が行いやすい安全な環境を整えてまいります。こうした事業を通じて、市民の皆様が生涯にわたってスポーツに関心を持ち、生活の一部にスポーツが組み込まれ、スポーツに触れ親しむことを通して、体力向上や健康の保持増進を図っていききたいと考えております。

#### ○16番（山岡幹雄君）

それぞれ、市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

まずは、活力ある快適なまちづくりにつきまして市長より御答弁がありました。

10年後、20年後も持続可能なまちづくりを進めていくためには、まちのにぎわいの創出、そして地域の活性化の取組は不可欠です。そのため、市では長期的な取組として、市民と協働の観点も踏まえながら、名鉄藤浪駅の改修や佐屋駅の周辺整備、そして市街地整備に向けた事業などを行っていくとのお考えを聞くことができました。

また、道の駅と都市公園の一体整備及び今後の管理運営に向けて市長の思いについても伺いすることができました。この施設も、本市にとってはにぎわいを拠点として大きなシンボルの一つとなることは間違いありません。ぜひ、民間事業者ならではの発想で地域の活性化が図られるよう、企画が行われるよう期待しております。

次に、生涯スポーツ振興に向けた取組につきまして教育長より御答弁がありました。

2月24日に行われましたオープニングセレモニーには、私も出席させていただきました。この施設で、様々なスポーツイベントや行事が開催されることを期待しております。また、アジア・アジアパラ競技大会が本市でも開催されますが、躍動するスポーツ選手の姿をじかに見ることは、市民のスポーツへのさらなる関心の向上につながると思います。2026年の競技大会の成功に向け、しっかりと調整を図っていただくのはもちろんですが、生涯スポーツの振興に向けた機運醸成の絶好のチャンスですので、この機を逃さず、大会開催まで計画的にスポーツ振興の取組をしていただくことを私は要望いたします。

今後とも、市の様々な課題につきまして市当局と議論を交わしながら、愛西市の発展に向けて全力で取り組んでまいります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（杉村義仁君）

16番議員の質問を終わります。

これにて代表質問を終結いたします。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時40分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

#### ○議長（杉村義仁君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

これから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときは議長が注意することになっており、また同条第3項には、自己の意見を述べることはできないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしていただき、理事者側におかれましても答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

議案質疑につきましては、事前に通告制を取っているため、通告に基づき質疑を行い、議員側も理事者側も簡潔・明瞭な質疑・答弁を行い、会議の時間短縮に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第2号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第2・議案第2号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第2号：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、質問をいたします。

今回の提案理由として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正において、今回やるというふうに言われている理由でありますけれども、今回のいわゆる法律改正において、具体的に語彙がちょっと変わっている点で、特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報というのでまとめられていますけれども、これは改正前のいわゆる事務とされていたもの、あるいは特定個人情報というふうに言われていたものと内容等が変更になっているのか、変更されているのはどの点なのかについて、まずお尋ねをいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

改正前の事務及び特定個人情報の内容に変更はございません。以上でございます。

○5番（真野和久君）

じゃあ確認ですけれども、今言ったように、特定個人番号利用事務と利用特定個人情報というのは、これまでと変わらないということによろしいんですね。

名前がそういう位置づけになったというだけですね。その辺の確認と、もう一つは、あと変わらないということですが、今後の愛西市のこれに関わる事務において変更等があるのかについて、もう一度確認をしたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

先ほども申し上げたとおり、事務及び特定個人情報の内容に変更はございません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第3号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・議案第3号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

議案第3号：愛西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、今回、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するということでの改正という話ですが、現在、愛西市においてパートタイム会計年度任用職員の人数と、そのうち今回の手当の支給に対象となる人の数、また勤勉手当の支給額をお尋ねします。

○企画政策部長（西川 稔君）

令和6年3月1日現在で会計年度任用職員数は262人。現在、育児休業を取得している会計年度任用職員はいませんので、令和6年6月の育児休業に係る勤勉手当の支給には影響ないと考えております。以上でございます。

○5番（真野和久君）

今後、そうした対象の職員が出てくるかどうか、一般的には個人情報であるので、そういう休業の予定がありますとかなかなか聞けないとは思いますが、いわゆる人員のローテーションの問題とかそういった形の中で、今後そういった対象等が出てくる可能性等については、今どういうふう考えられていますか。

○企画政策部長（西川 稔君）

令和6年度予算では、全部で293人のうち、勤勉手当対象として185人分の予算を計上しております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第４・議案第５号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第４・議案第５号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

４番・河合克平議員、どうぞ。

○４番（河合克平君）

では、議案第５号：愛西市手数料条例の一部改正について質問いたします。

今回の改正については、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改正するという内容であります。今回の法改正の手数料の額が改定されるということですが、市内でこの浮き屋根式特定野外タンク貯蔵所及び浮き蓋式特定野外タンク貯蔵所というのは現在あるのかどうか、また今後そういった申請がある可能性があるのか、そのことについて現状を確認させてください。

○消防長（加藤義久君）

市内に対象となる施設や申請の可能性がある施設はございません。以上です。

○４番（河合克平君）

今のところ、申請の可能性はないということですが、今後企業等が入ってくる可能性もあるわけで、もしこのことについて審査をとったときにはどんな審査をするのか、またその審査をする職員というのは愛西市の消防署の中にはいるのか、そのことについて確認させてください。

○消防長（加藤義久君）

設計段階における屋外タンクの構造、設備についての書類審査、完成検査を受ける前段階の工事の工程ごとの現地検査、工事完了後の完成検査を行います。以上です。

○４番（河合克平君）

職員がいるかどうかの話です。

○消防長（加藤義久君）

失礼いたしました。

用務課担当職員で担当します。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第6号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・議案第6号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第6号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質問をいたします。

今回、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣省令等が施行されて、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て施設等の運営に関する基準が改正されたということでもあります。

施設の重要事項について、書面の提示を義務づけていたのを見直して、書面の提示に加えて、インターネットを利用して公衆に閲覧をしなければならないという内容に変更するという内容ではありますが、今回内閣省令が施行されて、公開というふうになったわけですが、何らかの理由があってこういう公開がされるようになったのかというふうに思うんですが、その理由について確認をさせてください。

また、この条例によって、公布の日ということですから、順次行っていくんですが、いつまでに行えと、またやらなければ罰則があるのか、そのことについて確認させてください。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

この法改正の理由ですが、国のデジタル原則に照らした規則の一括見直しプランに基づき、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令等が施行されたため、条例改正を行うものです。内容につきましては、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加えてインターネット等を利用して公衆の閲覧に供しなければならないとするものです。

また、期日や罰則についてですが、施行期日は令和6年4月1日で、罰則はありません。以上でございます。

○4番（河合克平君）

であれば、期日については4月1日ということですが、4月1日以降いつまでというような期日はあるんでしょうか。1日には全ての事業所がインターネット公示を行うという前提で周知等もされているという理解でいいんでしょうか。また、デジタル化の中で情報を公開するということですので、特に今の書面掲示の中で何か不都合があったり、不具合があったりする、そういうことがあってデジタルのインターネットによる公開するようにしたというわけではないという理解でいいのか教えてください。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

4月1日以降、各園においてしっかり周知をしていきます。その後、4月1日からはずっと続く、継続して行うということです。

また、デジタル化の理由については、書面掲示というアナログ掲示だけではなく、利用者の利便性向上のためにインターネットを利用した公開も加えることになったということです。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第7号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・議案第7号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第7号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について質問いたします。

この改正については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が一部改正されたということに伴って、接見禁止命令等の用語が法律で定義されたことに伴い、条例でもその文言を追加するという内容になりますが、この接見禁止命令等によって、今愛西市の中でそういった事例があるのか、そういった市民が関係している状況があるのか、それによって今回この改正によって救われる人がいるのか、その辺の具体的な市民への影響について伺いをします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

相談につきましては、年間数件ほどあります。以上でございます。

○4番（河合克平君）

年間数件ということですが、実際にその数件あった人たちについては、児童手当が支給がされていないということでしょうか。実際に影響があったということでしょうか。あと数件あったということですが、その相談をするための窓口というのは、どこに行くとかそういった相談ができるのかということについても併せて教えてください。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

現在手当を支給している方には影響はありません。

また、相談窓口については子育て支援課のほうになります。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第7号：愛西市遺児手当支給条例の一部改正について質問いたします。

まず数点お伺いをしたいんですけれども、DVを証明する文書等については、どんなものを提出しなければいけないのか教えてください。それから、一度の申請で助成が受けられる年数ですね、一回申請したら毎年しなきゃいけないのかとか、その辺のところについてお聞かせをいただきたいと思います。

先ほどありましたが、仮に1年前にこの改正があったら、令和5年度でこれだけの人が救われたんだという件数が分かれば教えていただきたいと思います。

まずそれだけお願いいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

まずDVを証明する文書についてですが、女性相談センターや警察において申出者を保護するため、支援の必要性が認められる証明を受ける必要があります。

続きまして、助成が受けられる期間については、最大5年間となります。

また、該当する部分ですが、令和5年度で該当する事例はありません。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

では、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど警察等の証明が必要だという答弁がありました。これを1回出せば5年間通用するんだよということなのか、毎年毎年何らかの文書が必要なのか、結局はDVを受けていると戸籍の住所を隠すとか、そういった問題も出てくるんですが、児童扶養手当との関係ですよ。同じ扱いなのか、その辺ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

例えば、毎年毎年更新が必要ならば、私調べたところによると、市町村によって忘れた場合の対処の仕方がまちまちで、市町村判断だよというふうになっているわけなんですけれども、仮に更新が必要で、更新を忘れた場合、どのような対応をされているのか、お伺いをしたいと思います。

それからあと、この条例で、市のホームページで該当する項目が8個ぐらい上げてあるんですけれども、今回これに付け加えられるというふうに思いますけれども、今までで、この解釈で多分、この遺棄という解釈が国のほうが変わってきていると思うんですけれども、今まで条例は触らなくてもよかったけれども、規則・要綱を触ってきちんとサポートしてきたかどうか、そういう事例があれば教えていただきたいと思います。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

証明書の保護命令通知書、もしくはストーカー規制に基づく警察等の実施書面、どちらかにについても毎年必要となります。また、児童扶養手当との関係ですが、こちら遺棄もしくはに対応する場合は児童扶養手当と同じく遺児手当の方も支給も可能となります。

それから更新を忘れた場合につきましては、その時期近くで期限が切れる旨のお知らせを該当者にしております。

また、ホームページで遺棄規則を触ってきたかということですが、規則・要綱については確

認はしましたが、このままの状況です。事例についても、今まで遺児手当については事例はございません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第8号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・議案第8号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第8号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について質問をいたします。

この条例の改正の内容は、全ての通院医療及び入院医療に対する精神障害者医療費の受給資格者の要件で、障害等第1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておる者のうち、その責めに帰することがない理由により、自立支援医療給付受給者の交付を受けることができない者も対象とするということで、今までできていなかった者が、その者の責めに帰することができない理由であればよいとするという内容かと理解にしたんですが、この愛西市の中で自立支援医療受給者証の交付を受けることができない者、その者の責めに帰することができない理由で受けることができないという者はいらっしゃるのかどうか。また、そういった方については、今まで愛西市ではどのような対応をしてきたのか、お伺いします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

精神通院に係る自立支援医療受給者証は、入院している方などが取得できません。

次に、市では今までどのように対応ということなんですが、精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持している方には、自立支援医療受給者証を取得されていなくても、精神障害者医療費の支給を行っています。以上です。

○4番（河合克平君）

今回の条例の変更で、入院している方は特にそういったことができないということですが、入院している方ができなくてもよくなるようになるので、特に今後それを自立支援の医療費受給者証の交付を求めていくという立場ではないということでもいいか、確認です。もし求めていくのであれば、どんな申請をしたりしないかんのか、窓口がどうなのか教えてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

自立支援医療受給者証が取れる方は取っていただくようにいたします。で、どうしても取れない方については、その旨の申出書を出していただき、こちらで判断し、そういった方には本

人の責めに帰することができない方ということで、精神医療費を支給していきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

議案第8号：愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

読んでもちょっととても分かりにくかったので、少し説明を求めたいと思います。

今回の改正でどのような方に支援が拡大されるのか、例えば責めに帰する者とか、具体的にこういった責めに帰する者というのはどういった人なのか。その辺のところを少し説明をいただきたいと思います。お願いします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

前回の条例改正から目的・趣旨は変えていませんので、支援を拡大したわけではありません。

今回の条例改正では、4月1日以降に入院等の理由で本人に責められるべき理由や落ち度がない場合は、引き続き精神障害者医療費の支給対象とするため、規定を整備するための改正であります。以上です。

○7番（吉川三津子君）

そうすると、入院等の理由で申請ができない場合も認めますよということかと思うんですが、それ以外に、入院以外にこういった事例は認めていきたいと思いますとか、その都度会議等を開いて決めていきたいと思いますとか、そんなルール等はどうか考えているのか教えていただきたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

入院等以外では、例えば医師から精神疾患の通院治療が定期的に必要ないというようなことを診断されている場合の方についてはその旨を申し出ていただいて、通院が必要であればこちらのほうで支給をしていくということであります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第9号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議案第9号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

議案第9号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

今回、職員の第9条のところで、いわゆる様々な職員を置くというのを置くことができるという形にわざわざ変えるということですから、いわゆるできる規定にする理由はなぜなのかについて、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、できる規定にすることにより、できるということにするというのは、要は置かなくてもよいというようなことに解釈できるわけですが、今後廃止していく役職、また廃止を検討している役職があるのかどうか、それはどういう役職なのかについてお尋ねします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

できる規定にする理由につきましては、実態に即した職員の配置を可能にするためです。

次に、そのことにより廃止する役職、また廃止を検討している役職ですが、令和6年度から薬剤師は配置しない予定です。以上です。

○5番（真野和久君）

今答弁がありましたが、いわゆる6年度から薬剤師を配置しない、要は薬剤師はもうこれから置かないよということだと思わなければならない、という話ではありますが、これは薬剤師を置かないということになると、幾つかあるんですが、一つは院内処方を院外処方にするのかというところがあるんですが、そうした点についてはどうするのか。また、もし院内処方を続けるのであれば、処方を誰がやるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

従来どおり院内処方で運用をしております。その処方につきましては、調剤・投薬は医師自らが処方したものであれば、薬剤師の確認がなくても医師が行います。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第9号：愛西市国民健康保険八開診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問いたします。

真野議員と重複するところがあるんですが、この改正の理由として、なぜ職員の配置、つまり薬剤師の方をなくす必要があるのか、どのような議論の下にされたのか教えていただきたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

今の御質問は再質問ということでよろしいでしょうか。

○7番（吉川三津子君）

職員の配置を替える必要があるということだったので、薬剤師を替えるということでしたので、なぜその薬剤師を替える必要があるのかということの答弁をお願いしたいと思います。

私のほうは職員の配置を替えるということでしたので、今回薬剤師なので、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉村義仁君）

それは再質問ですね。

○7番（吉川三津子君）

薬剤師を抜いて言います、じゃあ。職員の配置を替える必要性をどのように議論されて決めたのか、お伺いをしたいと思います。1回目です。

○議長（杉村義仁君）

ちょっとすみません。通告と違うんですが。

○7番（吉川三津子君）

これ通告です。

○議長（杉村義仁君）

改正の理由になっていますけれど。

6年度はこの条例を基にどのように運用するのかというのが。

○7番（吉川三津子君）

改正の理由として、なぜ職員の配置を替える必要があったのかということを通告しております。

○保険福祉部長（人見英樹君）

通告の質問のまず1点目の改正の理由につきましては、実態に即した職員の配置を可能にするためです。

続きまして、6年度からこの条例を基にどのように運用するのかという御質問、通告をいただいていますので、6年度から薬剤師は配置しない予定ですが、従来どおり院内処方が変わりません。以上です。

○7番（吉川三津子君）

薬剤師の方をなくすということで、様々のメリット・デメリットが発生すると思います。その点について、どのように議論し、デメリットの部分はどのように回避するのか、どのような議論をされて今回の結論を導いたのか教えていただきたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず現在、八開診療所の患者数なんですが、平均すると1日20人を切るような人数です。その人数であれば、先ほど申し上げたような医師が調剤をすることで、多少の待ち時間というものが増えますが、そこも医師の指示の下、看護師等も補助をいたしますので、そういった議論をして、今回薬剤師を配置しない予定ということで進めております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第10号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第9・議案第10号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、17番・高松幸雄議員、どうぞ。

○17番（高松幸雄君）

議案第10号：愛西市介護保険条例の一部改正について御質問をいたします。

この第10号：愛西市介護保険条例の一部改正は、第9期の介護保険事業計画の策定に伴って、令和6年度から8年度までの介護保険料を改定するもので、健全な介護保険特別会計を運営するため、新たな保険料を定める必要があるとのことです。

介護サービスを利用した場合には、原則として利用料の1割、2割、または3割を自己負担しています。自己負担以外の利用料は介護保険から支払われています。この介護保険から支払っている費用のことを介護給付費といいますけれども、第9期の介護保険料と介護給付費と、どう見込んでいるのか。また、その背景を含めてお尋ねいたします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

第9期介護保険事業計画、高齢者福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの計画となります。一般的に、要介護認定を受け、介護保険サービスが必要となるのは80歳手前の方からが多くなり、団塊世代の昭和22年生まれの方が今年77歳になられ、第9期事業計画の3年間に後期高齢者人口が増加します。当市では、令和2年を境に65歳から74歳までの前期高齢者より後期高齢数のほうが多くなり、要介護認定率も急激に上昇をしています。

また、令和5年度の介護給付費の決算は、令和4年度の決算から約106%の上昇となることを見込んでおり、介護保険給付費の増加は避けられないと考えています。

介護保険料につきましては、令和5年度末の介護給付費準備基金残高の約8割である4億5,600万円を活用し、第5段階の基準額を第8期から月額250円の増に抑え5,750円とし、年間6万9,000円としました。以上です。

○17番（高松幸雄君）

では、再質問をさせていただきます。

今、今回の基金について8割を取り崩すということで、残り2割は取り崩さない、その理由と、基金をまず10割取り崩した場合の今後どういうふうに影響していくのかということを伺います。

また、その3年間で今度は寄附基金が不足した場合どうされるのか、お尋ねいたします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

全ての基金を取り崩さないという点は、報酬改定の増額がまだ6年度、7年度分しか出ておりません。8年度分が上昇するという事も考えられること、それから給付金につきましては、かなり増減があり、なかなか見通しがきかないというところもありまして、今回全てを取り崩しているわけではありません。多少の余裕を持っております。

ただ、この財源が不足した場合、そうした場合は愛知県の財政安定化基金を借り入れ、そのことによって次期、第10期の3年間で返済をいたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、14番・神田康史議員、どうぞ。

○14番（神田康史君）

それでは、議案第10号：愛西市介護保険条例の一部改正について質問させていただきます。

先ほどの議員と重なる部分をなるべく避けて対応したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、介護保険制度の全体ですが、高齢化の進展による医療費の膨張が懸念される中で、医療と介護を分離するという趣旨の下にこの制度はあると思いますし、加えて、社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度、つまり強制加入の制度であると理解しています。このたびは、3年ごとの保険料改定に係る保険条例の一部改正であります。

そこで、数点質問いたします。

まず、介護保険料は国が決定するのか、各自治体の自由裁量権で決まるものなのかという点であります。

次に、低所得者への配慮、つまり軽減措置、これはあるのかどうかということであります。

さらに今回、3年ごと、つまり令和6年、7年、8年の保険料改定時期に当たります。その改定はどのような程度になるのでしょうか。

次に、負担と給付の公平を図る観点から、もし保険料滞納、つまり不払いした場合等、どのようなペナルティーがあるのか。

最後に、そもそも介護保険料は所得を基準に算定していると思います。この所得基準とは、所得税法上の課税対象所得をいうのか、その辺りを、まずこの5点について答弁、回答をお願いいたします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず、介護保険料は国が決定するのか市の自由裁量かについてです。

介護保険制度の改正は3年ごとに行われ、介護保険法、老人福祉法に基づき計画を策定し、介護保険料も見直します。市町村によって介護サービスの利用料が異なり、介護保険料も市町村によって異なります。介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画で、3年間の要介護者数や介護サービス料などを見込み、各市町村で介護保険料を条例で定めます。

次に、低所得者への配慮については、所得段階別に保険料の段階を設定し、低所得者の基準額保険料に対する割合を低く設定し、第1段階から第3段階は公費による軽減がされ、第2段階から第4段階は市単独の軽減を行っています。

次に、改定はどの程度になるのかについては、保険料は第5段階の基準額で月額5,500円から5,750円、年額は6万6,000円から6万9,000円に、低所得者の第1段階は軽減後の額で年間1万9,800円から1万9,600円に、最高段階の第15段階では年額13万2,000円から17万9,400円となります。

次に、保険料の滞納のペナルティーについては、財産調査を行い、納税資力がある場合は法令を遵守した財産の差押えなどの滞納処分を行っています。

また、介護サービスを利用された場合、サービス利用料をサービス提供事業者に一旦支払い、市からお返しする償還払い制度をお願いする場合があります。

次に、介護保険料は所得を基準に保険料を決めるが、その所得基準は何の所得かについてお答えします。

地方税法に基づく前年の1月から12月までの1年間の年金所得、給与所得、事業所得などの総合課税分と土地・建物等や株式等の譲渡所得などの申告分離課税分を合計した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額となります。以上です。

#### ○14番（神田康史君）

まず1については、国の基本的な基準を決めて、その他は実態に合わせて市町村で決めるということですね。3番目の3年ごとの改定というところを見ると、この資料を見ますと、今まで12段階だったものが15段階に変わっていると、要するに増やしているというふうに読み取れるんですけども、よろしいですね。

それと今回、これはちょっと資料を見ていきますと、当初、世帯合算、つまり例えば第1なんかそうですけども、生活保護の受給者、世帯全員が市民税非課税で云々という話になりますね。それが後半のほうに来ますと、つまり下の方に来ますと個人の所得という形に、つまり見方が変わってくるということですね。これはなぜかという部分を少し御答弁、御回答をお願いできればと思います。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

所得区分や世帯か個人で判定するかは、国基準をベースに設定をしています。一般的に住民税課税者が同じ世帯の非課税者を扶養し、金銭的な援助、住まいや食事などの経済的支援が行われているとの考えから、低所得者は本人だけではなく世帯での判断がされているものと考えています。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○4番（河合克平君）

では、議案第10号：愛西市介護保険条例の一部改定について質問いたします。

まず第9期の介護保険事業計画ですが、策定に伴ってそれぞれの被保険者の負担を増やさないというために何とかならないかという検討はされたのかどうか、お伺いします。

続いて、第9期の介護保険料の事業計画期間中には基金をどれだけ繰り入れたのか、先ほどお話がありましたが、この繰り入れた金額はいつの時点での、令和4年なのか、5年なのか、6年の予定なのかよく分かりませんが、どの金額を繰り入れるのか、8割とありましたが、もう一度再度確認です。

あと、段階が15段階になりましたが、15段階に関わる介護保険料を計算するときに各段階で人数を見込むわけですが、それぞれの段階で見込んだ人数をそれぞれ教えてください。

また、介護保険料の保険料の改定については、第3段階まで通常より軽減されているように見えますが、実際には最終的には第1段階のところだけだということも先ほどの説明で理解はできますが、一応負担が軽減される被保険者についてのその割合、全体の被保険者に対して、どれだけの人たちが軽減がされるのか教えてください。

また、12段階から15段階への拡大についてですが、段階を増やすことにした理由についても併せて教えてください。

続いて、全体の保険者の負担ですが、収入に対する割合ですが、第1段階の人は80万円以下の人たち、また生活保護世帯ということになっておりますが、この人の負担割合と、第15段階の人は所得が1,000万円を超える人ということになっておりますが、ちょっと収入と所得と基準は違いますが、保険料の負担の割合についてお伺いします。

最後に、保険料の変更というのが行われるということになりますが、よくこの期をまたぐところに保険料の変更が行われるときに、何でこんなに上がるんだ、急に上がってどうしようというような話もありますが、どういった形で周知を行っていくのか、そのことについてお伺いします。以上お願いします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

まず、第9期事業計画の保険料の負担増とならないための検討はしたのかの御質問です。

第8期の介護保険料を据え置くことも検討しましたが、令和5年度の介護給付費の伸び率が高いことや、令和6年度からの介護報酬改定で単価が引き上げられることを踏まえ、介護保険料を引き上げました。

次に、計画期間の繰入額といつの時点のことなんですが、令和5年度の基金残高の見込みを出して4億5,600万円を繰り入れるというふうに見込んでおります。

次に、各段階の対象人数については、令和5年度の対象者と所得状況で令和6年度の段階に置き換えますと、第1段階2,108人、第2段階1,355人、第3段階1,212人、第4段階2,916人、第5段階3,275人、第6段階3,492人、第7段階2,750人、第8段階1,117人、第9段階433人、第10段階204人、第11段階89人、第12段階70人、第13段階47人、第14段階51人、第15段階127人、合計1万9,246人となります。

次に、負担軽減される被保険者数とその割合は、第1段階から第3段階の合計被保険者数が4,675人で、割合は24.3%となります。

次に、段階を増やす理由ですが、国が第1号被保険者の標準段階を標準9区分から標準13区分に多段階設定としたため、市の設定も13段階以上にする必要がありました。

次に、第1段階の負担割合と第15段階の負担割合については、第1段階の方で収入が80万円とした場合、介護保険料年額の収入に対する割合は2.5%になります。第15段階の方で合計所得が1,000万円とした場合、所得に対する割合は1.8%になります。

次に、保険料の変更の周知方法は、4月に市ホームページと広報「あいさい」5月号に掲載をします。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

この事業計画については、今8期と同じにできないかというふうに考えたけれども、非常に給付費の伸びがあるので再度計算をされたということだと思いますが、この基金の繰入額については、令和5年の予定ということであれば、令和5年の今回出ている補正予算の基金の積立をプラスして、そのうちの8割という理解でこの4億5,000万円という理解でいいでしょうか。そのことを確認させていただくと同時に、差引きが約3億円ほど、令和4年の決算があったと思うんですが、その差引き分については特に考えないのか。僕の一般質問で7億ほど12月には差引きがなりますという話でしたけれども、給付が多くなっていくので、最終的には9,000万円ぐらいですというお話もありましたが、実際の繰入額4億5,600万円というのは、ちょっと過少ではないか、少ないのではないかと感じます。その辺の繰入額について、もう一度詳細をお伺いします。

あと、保険料の変更の周知についてはホームページ等ですということですが、なかなかその年金が引かれる期間ですね、2月、4月、6月、8月、12月ということで引かれる期間が2か月に1回ということもありますし、その値上げが大体いつからになるかということもどのように周知されるか分かりませんが、年金からの徴収、2月、4月、6月、8月、12月という支給日の中から差し引かれる金額、被保険者に対する影響があるについては、どのくらいの月から影響されるのか。今回は4月で影響するのか、6月で影響するのか、8月で影響するのか、ちょっとその辺の被保険者に、年金受給者に対する負担が、最低の人は2か月安くなるのかな、一般的な第4段階でも2か月で500円、最高の人でも2か月で2万5,000円ぐらいかな、そのぐらいになりますので、3万近くになりますので、その辺のことについてどういう影響がされて、それについて教えていただけますでしょうか、お願いします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

まず、基金につきましては、補正も含めた見込額で考えております。

続きまして、差引額につきましては、令和5年度は最終的には、今年度末は約8,000万円の黒字と見込んでいますが、こちらは前年度の繰越金等も含まれた数字ですので、実質単年度収支ではマイナスの9,000万円ほどと見込んでいます。

年金受給者の関係なんですけれども、年金受給者につきましては、4月、6月の年金は仮算定の数字で引き継いで特別徴収しております。本算定が終わった7月以降の月で調整をしていくということになります。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第11号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例

の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10番・石崎誠子議員、どうぞ。

○10番（石崎誠子君）

議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、2点お伺いいたします。

まず、経営の安定化を図るため、また格差是正のために今回料金の統一が提案されていると理解しています。この料金改定に当たり、愛西市下水道料金検討委員会において、令和4年10月時点の調定額から下水道使用料の試算が出されたということを聞いておりますが、地区ごとの資産の状況と改定率を教えてください。

なお、佐屋地区につきましては、農業集落排水とコミュニティ・プラントに分けてお答えください。

次に、今回の改正では、排水設備工事について公共下水の指定工事店制度を採用することが提案されておりますが、何かその制度を採用する必要性があったのか、その理由があれば教えてください。以上、よろしくお願いいたします。

○上下水道部長（山田英穂君）

最初に、金額と改定率についてでございます。

調定額を参考に試算いたしました1年分の現行使用料と改定案使用料、それに対する改定率を区域別に申し上げます。なお、使用料につきましては、消費税及び地方消費税を含む金額でお答えいたします。

佐屋区域の農業集落排水事業は、現行約5,577万9,000円、改定案約7,022万7,000円、改定率は25.90%の増、佐屋区域のコミュニティ・プラント整備事業は、温泉使用料を加算調整した現行約3,049万7,000円、改定案約3,760万6,000円、改定率は23.31%の増になります。

立田区域の農業集落排水事業は、現行約7,741万8,000円、改定案約8,373万1,000円、改定率は8.15%の増になります。

八開区域の農業集落排水事業は、現行約7,279万6,000円、簡易水道、井戸水使用料を加算調整した改定案約6,308万7,000円、改定率は13.34%の減になります。

佐織区域の地域し尿処理施設は3団地の合計とし、現行約1,655万4,000円、改定案約1,219万6,000円、改定率は26.33%の減となります。

続きまして、制度を採用した理由についてでございます。

過去から宅内排水を公共汚水ますへ無断接続する事案が起きており、対応に苦慮しております。公共下水道事業は排水設備指定工事店制度を採用しており、責任技術者の専属により市の定めた構造基準での工事を徹底しております。農業集落排水事業の無断接続の再発防止も含め、同じ下水道事業であることから、排水設備指定工事店制度を採用いたしました。以上でございます。

○10番（石崎誠子君）

ありがとうございました。

特に改定率とかを見ていると、佐屋地区の値上げの幅がちょっと大きいなということで、これまで他地区との料金格差があったということとか、それだけ財源を確保していかなければならないなということを理解いたしました。

今回の改正では、このような料金改定が提案されておりますが、こういった見直しは今後も続くのか。また、料金改定は市民に負担をかける、そういった部分になりますけれども、それ以外に市としての取組の中で市民に負担をかけないような政策を何か考えられているのか教えてください。お願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

愛西市下水道使用料等検討委員会の答申により、次期改定については下水道使用料の改定後はおおむね3年を目安に、社会情勢や配水需要の動向に応じて下水道使用料等の検討を行うものとされております。取組といたしましては、農業集落排水施設の統廃合により施設数の減少を図り、コミュニティ・プラント処理施設を公共下水道へ接続することで、施設を廃止して下水道使用料に影響する維持管理費の削減に努めてまいります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問します。

先ほど、今回の検討委員会のお尋ねがありましたけど、私のほうからは、これまでの愛西市下水道使用料等検討委員会でどのような議論があったのか、お伺いします。さらに、農業集落排水の広域化、共同化の計画があるのか、お伺いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

下水道事業の健全な運営を確保するため、慎重に審議を重ねていただきました。主な意見といたしまして、基本使用料に本来当たるべきところは、固定費、需要家費の考えがある。ただし、基本使用料だけでは賄えず、かなり大きくなるため、固定費のうちどれを基本使用料に持っていくかである。また、老朽化が著しく、汚水処理場の整備に伴い、基金の取崩しが増えていく状況は分かる。残高が非常に厳しい状況にある点を踏まえ、使用料の見直しの必要性について市民に周知していくことが大切である。また、維持管理分担金は、公平性の観点であれば徴収すべきと思う。ただし、安定運営となると費用対効果も考えるべきなど、このような議論があり、改定内容が決定されました。

広域化、共同化計画は、令和4年度に愛知県が市町村と協力して策定しております。農業集落排水の3施設は公共下水道へ接続、7施設は隣接する処理場と統廃合する計画です。地域し尿処理施設を含むコミュニティ・プラントの4施設は公共下水道へ接続する計画です。将来的には23施設から14施設を配置する計画でございます。以上です。

○18番（竹村仁司君）

下水道使用料を改正するに当たり、従量使用料の設定を５段階にする根拠をお伺いします。

また、八開区域の料金体系が人数割から数量割に変更になるのかお伺いすると、簡易水道及び井戸水を使用している人との賦課の方法はどうなるのかをお伺いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

従量使用料は急激な負担増にならないよう３段階、将来段階的な増加を見通し４段階、公共下水道の使用料体系に合わせる５段階の改定案を示し、多数で５段階に決定されました。八開区域の料金体系は、世帯当たりから水量制に変更となります。

温泉、井戸水及び簡易水道を使用する対象者は、水道事業の水道水以外を使用する場合、１使用月につき１人当たり６立方メートルとして使用料を算出いたします。水道事業者の水道水と水道水以外を併用して使用する場合、１使用月につき１人当たり３立方メートルを使用水量に加算して使用料を算出いたします。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、４番・河合克平議員、どうぞ。

○４番（河合克平君）

では、議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問いたします。

今、全体の値上げについてはいろいろと出ました、値下げについても出ましたが、値上げになる地域、またその世帯数、メーター数が分かればメーター数でもいいですけども、その地域を教えてください。値下げになる地域についても、先ほどこちよつとありましたが、その地域と世帯数、何世帯が値下げになるのか、メーター数はどのくらいになるのか教えてください。

あと、水道水以外の水の利用者の排出について、条例で今まで定めていたんですけども、条例の定めがなくなっているんですけども、なぜその条例で定めから除いたのか、その理由を教えてください。

また、この変更について、来年度についてから変更になるということですが、どのような周知を行っていくのかお伺いします。以上、お願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

最初に値上げになる区域について、直近の世帯数は佐屋区域2,585戸、立田区域1,873戸、そのうち立田区域の排出量ゼロ立方メートルから９立方メートルまでの245戸は値下がります。

次に、値下がる地域です。直近の世帯数は八開区域1,218戸、佐織区域323戸です。

次、別表から除いた理由についてでございますが、条例施行規則、排出量の認定の定めにより、公共下水道事業と同じ取扱いとし、今準備を進めております。

周知についてでございます。広報「あいさい」と同時配布する下水道使用料の見直しを検討していますというチラシを対象区域へ２回配布しております。来年度の準備期間においても、広報「あいさい」及びホームページなどにより周知してまいります。以上です。

○４番（河合克平君）

では、今全体でいうと値上げ・値下げの世帯数というのは分かりましたが、そのほか、これ

だけの人たちが全体の中でいうと2,585、1,873ですから、大体半数以上が値上げになるわけですが、そういった値上げになったときの徴収については、どのような方法、払えない人に対してどのような保護というのか助言を、相談をしていくつもりなのか、そのことについて1点お願いします。

また、水道水以外の水の利用者の配水については、先ほど1人当たり6リットルとして、また1人当たり3立方メートル、6立方メートル、6トンですね、1人当たり3立方メートル、3トンですけれども、こういう定めにするという内容もありましたが、これはどういうふうに決定されるのか、条例だけを見ていると市長が決めるのか、市長が認定をすることかということが出ていますけれども、また利用者がどのぐらい使っているか申請を行って利用料を決定するなどのそういったものがありますけれども、この決定の定めについては、実際条例では行っていないけれども、規則でその人たちに対する負担を多くする定め、条例以外で決定をするのがどうかと思うんですけれども、その定める内容についての方法について教えてください。

あと、条例改正によって収益的支出が上がってくるわけですが、その影響金額について併せて教えてください。お願いします。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず1点目の徴収の方法についてでございますが、こちらのほうは佐屋・立田区域は今現在海部南部水道企業団のほうで徴収しております。その継続で進めてまいりたいと思っております。八開区域については、市の水道事業のほうで徴収を今検討している途中でございます。

次、水道以外を使っているという部分でございますが、こちらのほうは公共下水道と同じ取扱いを進めるという形で、今現在進めております。

収益のほうの増額する金額についてでございますが、年間消費税込みで約1,800万円ほどを見込んでおります。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第11号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問いたします。

重複する部分もありますが、通告どおり質問をさせていただきたいと思います。

かつてから高齢者の世帯、単身世帯など利用量が少ない世帯の負担額について取り上げてきておりますが、負担額がどう変わったのか。仮に月5立米ぐらいしか使わない独居高齢者の世帯を想定した説明をしていただきたいと思います。

それから、農業集落排水が導入されてから、仕組みがどんどん変わっていると思います。最初の頃は、住んでいない住宅にも農業集落排水の基本料金がかかったり、接続していない居住者の世帯にも基本料金がかかるということになっておりましたが、今現在どうなっているのか教えていただきたいと思います。2点です。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず5立方メートル使用の想定した内容でございます。これまでは10立方メートルまでが基本使用料となっておりましたが、基本水量をゼロ立方メートルとした基本使用料を消費及び地方消費税を含む1,320円にいたしました。従量使用料には、新たにゼロ立方メートルから10立方メートルを設定し、1か月当たり5立方メートルを使用した場合、1,485円となります。

現行より値上げする区域は佐屋区域165円の増、値下げする区域は立田区域165円の減、八開区域1,918円の減、佐織区域の東八幡団地2,015円の減、西八幡団地3,215円の減、諸桑団地は2,815円の減になります。

続きまして、基本料金、使用料はどうなるのかというところでございます。

水道水の休止手续をしている世帯は、基本使用料はかかりません。農業集落排水等の維持管理分担金は、令和7年4月1日より制度を廃止することになりますと分担金かかりません。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、お昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時ちょうどいたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第12号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第11・議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について質問を行います。

この協約の中で具体的などころでいうと第3条のところで、連携する取組は自動車の購入及び維持管理ということで、その後、4条とかで負担割合とか書かれているわけですが、基本的に共同購入するのはいいんですけれども、その後の所有はどちらに所属するのか。また、維持管理の分担金に関しては書いてあるんですけれども、どちらが維持管理をするのか。要は、どこに置かれて、どちらが持っていて、どちらが維持管理して、それでもう一つは運用、それぞれが消防署を持っているんで、それぞれどのように運用をしていくのかについてお尋ねをし

ます。

○消防長（加藤義久君）

共同整備するはしご自動車は両市の財産となると考えており、その割合は整備費用の負担割合が財産比率となるものと考えております。車検や点検等の維持管理は、車検証に記載のある消防本部が実施するものと考えております。運用につきましては今後の協議となりますが、両消防署に交互に車両を配置し、はしご自動車が出動する災害が発生した際には配置している消防署が出動し、対応することと想定しています。以上です。

○5番（真野和久君）

詳細は言われたようにこれからだと思いますけれども、交互にというのは毎年、年ごとに交代ということではなくて、買う、購入することということなのか、その辺りについてお願いします。

○消防長（加藤義久君）

そちらにつきましては具体的には決まっておりません。これから協議していくことで予定をしております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

では、議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について質問します。

まず、昨年3月議会の時点では、この共同運用のことについて協議したが合意に至っていないという話だったんですけれども、今回合意に至ったまず理由をお聞かせください。

それから愛西市として、はしご車を津島市と共同購入することによるメリットとデメリットは何か。

それからこのはしご車を共同購入していく連携協約ということだと思いますけれども、この愛西市と津島市の消防業務の広域化にすることについて、これが一歩目だと思いますけれども、これは津島市は広域化を了承したと、了解をしたということなのか確認させてください。

それから愛西市、津島市において、この第4条に書かれているところの高さ15メートル以上の建築物の数をそれぞれお願いします。

○消防長（加藤義久君）

まず1点目の合意に至った理由についてです。

再度検討を重ね出動態勢を見直すことで、運用できると両消防本部で確認ができたためであります。

次に2点目です。共同購入することによるメリット・デメリットについてです。

メリットは、より多くの人員を投入できることや経費が削減できること、より高性能な車両を整備することができることであります。デメリットについては、訓練やイベント等で使用する際に事前に調整が必要となることや、配置場所によっては到着に時間を要することでありま

す。

次に3点目です。

広域化の了承の上のことかということですが、広域化の了解までは取っておりませんが、共同整備は愛西市、津島市での広域化を検討する中の一つの取組として進めています。今後も津島市と相互の協力体制について勉強会、検討会を進めてまいります。

最後、4点目です。

15メートル以上の建築物の数ですけれども、令和5年12月31日時点での消防本部で把握しているマンションや工場といった防火対象物数は、愛西市管内で65件、津島市管内で162件となっております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

再質問しますけれども、一番最初の質問は再度協議したところで運用できるという答弁でした。それからメリットとデメリットもお話聞きましたけれども、配置場所によっては時間を要することも考えられるということだと、今はまだ広域化のほうについては今後協議していくという話もあったんですけれども、そうしますと、共同購入だけでは消防力の向上について、ちょっとそのところは広域化はできない、できていないと消防力の低下になると思いますけれども、その辺り考え方をお聞きしたいと思います。

それから15メートル建築物は、かなり数はおおよそ100件ぐらい津島市のほうが多いということですが、先ほど毎年交互に配置ということがよろしいのか、それとも、この建築物が多い津島市のほうにやっぱり配置することを考えていくのか、その辺りについてちょっと考え方をお聞かせください。お願いします。

#### ○消防長（加藤義久君）

まずメリットは、より多くの人員を投入できることがまずメリットと考えております。あと配置についてですけれども、こちらにつきましてはこれから検討するという事で御理解ください。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

いや、消防力の低下についての考え方を教えて。

#### ○消防長（加藤義久君）

失礼いたしました。

消防力の向上につながることににつきましては、先ほども御答弁しましたが、より多くの人員が投入できることがメリットと考えており、こちらが消防力の向上につながると考えております。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○7番（吉川三津子君）

議案第12号：津島市及び愛西市における消防力の向上に関する連携協約の締結に関する協議について質問させていただきます。

同じ質問なので、再質問からいってよろしいでしょうか、議長。

○議長（杉村義仁君）

再質問は1回で。

○7番（吉川三津子君）

再質問からいきます。

先ほど答弁の中で、今後再度検討を重ねて運用ができると判断したためこの協議に入るんだという答弁がありました。ということは、今後津島市と協議をしていかなければならない課題の洗い出しもされているということだと思います。そうでないとこの協議に踏み切れないと思います。

そういった面で、今後検討をすべき課題は何なのか、何を検討してクリアしていくのか教えていただきたいと思います。

○消防長（加藤義久君）

今後共同整備していく上で、配置場所や出動人員等、災害場所によつての出動方法などを今後考えていくと考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第13号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第12・議案第13号：市道路線の廃止についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第13号の市道路線の廃止についてで、その中の資料のところによると、2221号線、認定路線の一部払下げがあったためということが廃止の理由としてありますが、これについて、その払下げの詳細と、また払下げということであれば購入していただいたということになると思いますので、その代金等について分ければ教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

物流会社が東西で隣接する土地と市道2221号線の一部を一体利用したいとの申出があり、市道として機能に影響がないため払下げをするものでございます。

金額につきましては契約前ですので、答弁のほうは差し控えさせていただきます。以上です。

○4番（河合克平君）

一般的に払い下げということでは路線価になるのかと思うんですが、路線価になるのか、公共嘱託委託料でどれぐらいに価格を決めてするのか、その辺のことについて。契約前な

ので金額はいいですけども、どういう形で金額を判断していくのか教えてください。

○産業建設部長（宮川昌和君）

こちら農地でございます。農地の場合ですと、この農地の固定資産税評価額、こちらに倍率表からの倍率を掛け、あとそれを0.7ということで7割にします。その3分の1が単価ということでございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第14号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第13・議案第14号：市道路線の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第14号：市道路線の認定についてですが、今回の認定で市道の4205号線から4208号線について市道認定をされるということですが、その詳細な理由を教えてください。

また、そのほか認定漏れということで幾つかありますけれども、その認定漏れの理由も併せて教えてください。お願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

この4路線でございますが、国土交通省の河川管理用の道路でございます。地区の重要な生活道路として利用しております。令和4年10月に国土交通省から市に対しまして管理形態の変更について要請がございました。それで、市道認定をすることに至ったということでございます。

なお、三重県の桑名市におきましては、既に河川管理用道路を占有して、接続する路線を市道として管理をしてみえるということでございます。

あと、認定漏れが発覚した理由ということでございますが、こちらは建築確認申請等の相談の際に判明したものでございます。以上でございます。

○4番（河合克平君）

認定漏れについてですが、よくあるわけですが、これは事前に市として調査を進めて事前に市が分かるという、そういう体制は取っていない、建築確認申請が出たたびに認定漏れが出てくるというんですけども、それを未然に防ぐというような体制は取っていないということではないでしょうか。

○産業建設部長（宮川昌和君）

道路認定につきましては、旧の町村のときからのものを引き継いで愛西市として道路のほう

を認定させていただいているところであります。最初の時点でどのような形で認定されたかというのは各市町のほうで認定はされていると思っております。道路については、かなり本当に太いものから細いものまでいろいろなものがございますので、さすがにそちらのほうを全て調査するということはなかなか難しいところもございますので、このような形で分かったところから順次正しい形にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これから補正予算及び当初予算の質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。予算質疑でありますので、予算書または概要書のページ数及び款項目を示してから発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第16号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第14・議案第16号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第11号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

議案第16号、補正予算ですけれども、25ページの3款1項6目12節の障害者相談支援事業委託料についてですが、これはいわゆる消費税があるかどうかという話でいろいろとあったわけですが、ちょっと具体的に、そうってしまった理由についてお尋ねします。

また、これまでは払わなかったことに対する追徴金とかそうしたものが存在するのか、またそれに対する対応についてもお願いします。

それからあと、33ページの10款3項1目10節の水道料の145万円について、佐屋中学校で漏水があったという話がありましたが、学校のどの部分の漏水なのか、その辺と、あとまた漏水の原因についてお尋ねします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

障害者相談支援事業委託料の税対象となった理由と追徴金などについてお答えします。

社会福祉法に基づく社会福祉事業の相談事業は非課税事業となる一方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を根拠に実施する障害者相談支援事業は、本来課税事業であり、その取扱いが明確ではありませんでした。税対象の理由とこのことですが、国からの通知により障害者相談支援事業が課税対象と明確に周知されたことによるものです。

また、この委託料は今年度の消費税相当分で青い鳥医療療育センターへの過年度分の修正申

告による差額と、法に規定されます延滞税と加算税は令和6年度対応することになります。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、漏水の箇所、原因について御答弁させていただきます。

佐屋中学校の屋内消火設備の配管が経年劣化のため損傷したことによる漏水でございます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

障害者相談支援事業の消費税相当分に関してですけれども、今年度分の消費税相当分と過年度分のプラス追徴分も含めて、全てでこれだけの額ということでもいいですか。もう一遍ちょっと確認お願いします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

社会福祉協議会に委託している分は、この科目ではなく負担金のほうで、今年度、過年度の延滞税や加算税も含めて負担いたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第16号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第11号）について質問いたします。

まず歳入のことですが、歳入の10ページ、11款1項1目地方交付税、申請額3億6,971万7,000円、普通交付税が3億6,900万円収入が増えていると、予定よりも増えたという内容ですが、これについての詳細、基準財政需要額、また基準財政収入額等との関わりなのか、どういう状況なのか。国からの普通交付税が上がるという、そういう事前の話もありましたので、その詳細な理由について伺います。

また戻っていただいて、4ページの繰越明許費補正で、教育費の中で一番下の段、体育館空調設備修繕という363万7,000円ありますが、小・中学校についてはそれぞれありました。体育館についてはどこの部分の空調整備なのか教えてください。

続いて、ページ数が、2款9項2目なんですけど、ページ数が何ページだ。

○議長（杉村義仁君）

河合議員、分からな次に回してください。

○4番（河合克平君）

いやいや、ページ数が分からなくて、すみません。

2款9項2目の18節の交付金、マイナス2,180万円についてですが、この2,180万円については、なぜマイナスしたかということを確認するためにも見込み件数が何件で、そのうち交付決定が何件、交付決定しなかったものがあれば教えてください。ページ数は23ページでした。すみません。

続いて、3款1項2目の12節緊急通報システムについてですが、これも23ページで同じですね。緊急通報システム事業委託料についてマイナス220万円、高齢者見守りシステム事業委託

料マイナス35万円ということで、マイナスのことについて説明会でもありましたが、再度このマイナスについての理由を教えてください。もともと利用料は業者が集金をするということに最初からなっていたんだとは思っていたんですが、この委託料についてのマイナスの理由を教えてください。

あと、続いて25ページの3款3項1目22節の生活保護費補助金等過年度返還金9,239万3,000円、約1億円近く返還しているということについての詳細な理由をお伺いします。以上、お願いします。

○総務部長（近藤幸敏君）

まず、地方交付税の増についてでございます。

主に追加費目として、臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費が創設されたことによります。以上でございます。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、繰越明許費補正に係る体育館空調設備修繕の内容について御答弁させていただきます。

親水公園総合体育館メインアリーナの東側空調設備のインバーターが故障しているため、修繕を実施するものでございます。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、事業者支援対策費について御答弁いたします。

見込み件数650件、申請件数435件、交付決定数432件、交付却下件数が3件でございます。以上です。

○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、緊急通報システム事業委託料と高齢者見守りシステム委託料の減額理由です。

緊急通報システムは、入札結果及びシステムの取り外しに伴い減額し、見守りシステムは、見込みほどの利用者がなかったため減額しました。

次に、生活保護費補助金等過年度返還金の理由につきましては、令和4年度生活保護費国庫負担金の交付申請時の扶助額を実績が下回ったためです。以上です。

○4番（河合克平君）

では、地方交付税の3億6,000万円ですが、臨時経済対策ですとか臨財債の費用の増ということですけど、具体的に幾ら、3億6,000万の内訳を教えてください。

あと、交付金についてですが、650件の見込みで435件あった、432件の交付決定で3件棄却をしたということですが、3件棄却の理由を教えてください。

また、435件ということで交付が伸びなかった、これについてはどう評価をされているのか教えてください。

続いて、緊急通報システムについてですが、これだけの減額をするのであれば、時期については利用料はどうするのかということは当然検討されたんじゃないかと思うんですが、この予算が補正で減額をしたときに、そういう時期どうするのかという話合いがされたのかどうか教

えてください。

あと、生活保護費の返還理由ですが、令和4年の云々ということですがけれども、よりも少なかったためということですがけれども、いわゆる令和4年のときの見込みよりも令和5年のほうが生活保護世帯が少ないからそのような状況になったのか、生活保護の世帯員に対して実際返還請求をたくさんしたので返還が出たのか、その辺のことの詳細のことについて教えてください。お願いします。

○財政課長（堀田 毅君）

私からは、地方交付税の増額についてお答えさせていただきます。

臨時経済対策費として7,685万8,000円、臨時財政対策債償還基金費として8,189万9,000円でございます。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

事業者支援の関係でございます。

まず不交付となった理由でございますが、こちらにつきましては申請内容を審査した結果、交付要件を満たすことを確認できなかったためでございます。

それと、この事業に対する評価ということでございますが、こちらは全体としても66.5%ということで、かなり伸びているというふうに考えております。今回、ホームページ等を活用してかなり宣伝のほうをさせていただいたところでありますが、必要なところに必要な支援が届いたというふうに判断しております。以上です。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まずは緊急通報システムの委託料の関係なんですが、負担金につきましては、真に必要な方につけていただく、利用していただくということで、その方針は今回マイナスということでも変えることはいたしませんでした。

それから生活保護費の負担金なんですが、返還を生活保護者から求めたのか多かったとかいう理由ではなくて、令和3年度の実績が多いということもあって令和4年度の当初予算の要求が多かった、そのことによって、結果実績が少なかったことによる返還であります。生活保護の世帯数は、ここ数年ほぼ横ばいで、そんなに大きくは変わっておりません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第16号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第11号）について質問いたします。

ページ数が23ページの3款民生費、1項社会福祉費、老人福祉費の高齢者福祉タクシーの扶助費について、減額の原因はどう分析をしているのか、評価についてお伺いをしたいと思います。

それから25ページの民生費、児童福祉費、児童措置費に関して、認可外保育施設等利用料について、利用者の増加の内容、施設名、利用者等についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから特別保育事業費の延長保育についても現状について説明をいただきたいと思います。

以上です。

○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは、高齢者福祉タクシー扶助費減額の理由と分析についてです。

申請者数は、おおむね見込みどおりでしたが、使用枚数が見込みよりも少なかったと分析しています。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、認可外保育施設等の状況です。

当初予算で3人の利用を見込んでおりましたが、4人の利用があり、予算に不足が見込まれることから補正をするものです。

認可外保育施設の利用者は市外の認可外保育施設の利用者で、一宮市にあるラポルトインターナショナルキンダーガーデン、名古屋市にあるトリニティインターナショナルスクール、同じく、キンダーキッズインターナショナルスクール、同じく、江西インターナショナルスクールにそれぞれ1人ずつの利用でございます。以上でございます。

失礼いたしました。

続きまして、延長保育の現状についてです。

補助の対象となる延長保育利用児童数の当初の見込み人数36人に対し、利用児童数の見込みが38人となるため補正をするものです。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

先ほど高齢者福祉タクシーで使用が少なかったということで分析をされていますが、なぜ使用が少なかったのかということで行政評価のほうはどのようにされているのか、お伺いをしたいと思います。

それから認可外保育園施設の利用ですが、一宮、名古屋とか先ほど出てきましたが、利用の理由というか、そういったものは分ければ教えたいと思います。

それからあと、特別保育事業費の延長保育に関してですが、この特別保育事業費となると、一時保育とか休日保育などいろんなものも含まれていますが、今回は単に保育園の延長保育にとどまっているのか、その点について内訳の中身を教えたいと思います。以上です。

○保険福祉部長（人見英樹君）

使用枚数が少なかった理由についてです。

一つに、交付申請時に自動車の免許証を持っている。使う予定はないけど、もしものときに備えてとか、それで申請をしてみえる方が多いこと。また、利用されなかった方からは、いざというときがなかった、行き先が限定されていることを知らなかったといった声を伺っています。その結果として利用率が低くなったと考えています。以上です。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、認可外保育園の利用の理由ですが、教育の内容及び仕事の関係上で選んでいると思います。

続きまして、延長保育については、市内の保育園、認定こども園全てが保育園で延長保育の提供を行っています。今回、延長保育を18時30分まで行う園が4園、19時まで行う園が8園、19時30分までが1園となり、それぞれ延長保育のみの今回補正となっております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第17号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第15・議案第17号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第17号：令和5年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ですが、7ページ、歳入ですけれども、7ページの保険給付費の中で特別交付金、保険者努力支援分が961万4,000円、これについてはもともと見込んでいたのと違った分かというふうには思いますが、その見込みの違った理由が分かれば教えてください。

続いて、9ページの歳出で、4款1項1目の委託料、個別特定健康診査等委託料1,200万円、かなりの金額になりますが、この1,200万円の理由についても併せて教えてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

歳入の特別交付金の見込み違いにつきましては、予算額は県から示された額を計上しており、事業実績が下回ったためです。

次に、歳出、個別特定健康診査等委託料減額の理由は、個別特定健康診査の予定人数を4,200人で積算していましたが、本年度の実績が3,200人ほどになると見込み減額をするものです。以上です。

○4番（河合克平君）

では、2款1項1目の特別交付金の保険者努力支援金の見込みについては、県が示していたものと内容的に違ってきたかなということですが、具体的にどういう努力が足らなかったから900万もマイナスになったのか、愛西市が収納率なのか、どういう努力が足らなかったのか、1点お願いします。

あと、4款1項1目の個別特定健康診査等委託料1,200万円については、4,200人が3,200人になって1,000人も減るわけで、これについては、期間中には3月までには何が理由で、どういう努力をしたけれどもこうなったというようなことが分かれば評価を教えてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

歳入の取組事項評価につきましては、特にこれといったものが点数が低かったとわけではございません。事業費ですとか事業費連動分のほうで計上して、予算のときに考えておりましたデータヘルス計画の印刷代ですとか、レセプトデータの抽出手数料等、そういったものが交付基準の見直しに伴いまして交付対象外となったことが一つの要因であります。

歳出の特定健康診査の委託料なんですけど、こちらは実績、令和4年度から令和5年度は、コロナも明けてかなり健診を受けられる方が増えるということで見込んでおりましたが、結果、詳しい要因までは把握できておりませんが、結果的にそこまで伸びなかったという状況です。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第18号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第16・議案第18号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第18号：令和5年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてですが、歳出で4款1項1目24節の介護給付費準備基金積立金1億8,243万4,000円の積立てについて確認をします。

先ほどからずっと条例のときから話になっていますが、1億8,243万4,000円が積み立てられた令和5年の積立金の残高は幾らなのか教えてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

令和5年度末の基金残高は、約5億6,000万円になると見込んでいます。以上です。

○5番（真野和久君）

単純に8割云々というのもありましたが、5億6,000万は全て保険料の値下げのために使うとすると、5億6,000万円あると幾ら保険料を値下げできるのか。第5段階、もう一般的な基準の保険料でいいので教えてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

5億6,000万円全てを取り崩して保険料のほうに充当すると、約650円ほどを抑えられる見込みです。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第19号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第17・議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算を議題とし、質疑を行います。  
通告に従い、発言を許可いたします。

まず最初に、10番・石崎誠子議員、どうぞ。

○10番（石崎誠子君）

議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算のうち、6つの項目について質問いたします。

まず、予算書62ページの2款総務費、1項総務管理費、11目まちづくり推進費、7節の男女共同参画推進懇話会委員報償費19万6,000円について、前年度と比較して予算が増額となっているのは人数が増えたからだと思いますが、その増えた理由についてお聞かせください。

また、懇話会委員の方から進捗状況や政策に関する御意見を聞き男女共同参画の推進に取り組まれておりますが、令和6年度はどのようなテーマで、どのような取組を行う予定のか、お聞かせください。

次に、概要書37ページ、重層的支援事業について。

今日も代表質問でも出ておりましたが、近年、80代の親が50代の子供の生活を支える8050問題や子供が介護を担うヤングケアラーなど、一つの専門分野の制度利用や支援だけでは十分な対応や支援が難しいケースが増えていて、そういった複合的な課題に対応するために重層的支援体制の整備が求められてきている中で、愛西市としてこの事業をどのように進めていくのか、お聞かせください。

次に、概要書85ページ、空家等対策推進事業のうち、空家等実態調査委託料について質問いたしますが、この空き家の実態調査の結果を空き家対策にどのように活用されるのか、お聞かせください。

次に、概要書87ページ、企業立地促進事業の立地促進奨励金653万9,000円と雇用促進奨励金75万円について、こちらについては3点お伺いします。

1点目が、立地促進事業の奨励措置を受けられるのはどのような企業を対象者と定められていて、何社が対象となっているのか、また南河田工業団地の企業が対象となるのか、お聞かせください。

2点目は、立地促進奨励金と雇用促進奨励金、それぞれの交付要件とは。また、どのような業種が対象となるのか、お聞かせください。

3点目は、この2つの奨励金の交付額の積算根拠と交付の上限額をお聞かせください。

次に、予算書167ページ、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、12節の言葉の大切さを学ぶ事業委託料については令和5年度から始まった事業でありますけれども、前年と比較

して予算額が減額となっている理由について、何が変わったのか、どのように効果を検証されて次年度に反映されたのか、お聞かせください。

最後です。概要書99ページ、老朽化対策事業として、永和中学校体育館の健全度調査の予算が上がっておりますが、改めて次年度にこの調査を行うこととなった経緯、目的についてお聞かせください。以上です。よろしく願いいたします。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

それでは、男女共同参画推進懇話会報償費増額の理由です。

令和6年度は改選の年であり、10名で積算したため増額したものです。なお、今年度までは委員は9名でした。

続いて、6年度のテーマと取組。

テーマは女性の活躍推進です。主な取組は、女性のためのデジタル人材育成講座と男女共同参画サテライトセミナーです。以上です。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

私からは重層的支援事業、市ではどのように進めていくかについて答弁いたします。

重層的支援体制整備の一部開始では、様々な福祉に関する相談を包括的に受ける窓口とし、社会福祉協議会のふくしの相談窓口と社会福祉課に設置します。相談内容に応じ関係機関へつないでいき、複雑化、複合化した相談の場合は他機関共同事業へつなぎます。

他機関共同事業では、関係機関を集め、それぞれの役割や支援方法を検討し、支援につなげていきます。必要であれば警察や学校等の関係機関も会議に参加し、多面的な支援を行ってまいります。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、順次御答弁いたします。

初めに、空家等実態調査の調査結果の活用でございます。

調査の結果につきましては、令和7年度に策定を予定しております愛西市空家等対策計画の基礎資料として活用をいたします。

次に、企業立地促進事業の関係で3点ということでございます。

まず奨励措置の対象者でございますが、奨励措置の対象者は、指定区域において事業所の新設及び開設を行う企業となり、南河田工業団地に立地している企業1社が対象でございます。

次に、奨励金の交付要件でございます。

立地促進奨励金につきましては、指定区域内において、土地の取得日から3年以内に事業所を新設し、操業を開始することが交付の要件でございます。

雇用促進奨励金は、立地促進奨励金の交付を受ける者が市内在住の新規常用従業員を起算日から1年間継続して雇用することが交付要件でございます。対象業種につきましては、製造業に属するものと流通業に関する法律に規定するものということになります。

最後に、交付額の算定根拠と上限額でございますが、立地促進奨励金の積算根拠につきましては、操業開始後、最初に家屋及び償却資産の固定資産税が課されることとなった年度から3

年間における各年度の相当する額となり、上限はございません。

雇用促進奨励金の積算根拠でございますが、市内在住の新規常用従業員を起算日から1年間継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額となり、さらに引き続き1年継続して雇用した従業員数に15万円を乗じて得た額を対象企業に交付し、上限額は毎年1,200万円となります。以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、言葉の大切さを学ぶ事業委託料の減額について御答弁させていただきます。

令和5年度は、市内の3小学校の3年生から6年生の児童を対象に、コミュニケーション能力の向上や良好な人間関係の構築、プラス思考で前向きに物事を捉えられるなどの効果が期待される言葉の大切さを学ぶ授業を実施しました。

効果として、よりよい言葉があふれる環境の中で、子供たちが生き生き伸び伸びと学校生活で過ごしてみえました。

講師や教員の意見を踏まえ、学ぶ環境や理解力等を考慮して、5年生を対象とする実施が最適であると判断し、令和6年度は前年実施3校を除く市内小学校の5年生のみを対象とさせていただきます。

続きまして、永和中学校体育館健全度調査の経緯、目的についてでございます。

永和中学校体育館は、天井の壁の剥落により1か月以上閉鎖し、応急対策を実施しました。安全確保に向けて抜本的な対策が必要であると判断し、健全度調査を計画しました。以上でございます。

#### ○10番（石崎誠子君）

それぞれ御答弁ありがとうございます。

では、再質問に入らせていただきます。

まず予算書62ページの男女共同参画推進懇話会のほうですけれども、次年度は女性活躍をテーマに、女性のためのデジタル人材育成講座を開催予定ということで、こちらについては予算書の65ページにあるものなのかなというふうに思うんですが、こちらもどのような目的で、どういった内容で行われるのか教えてください。

続いて、概要書37ページの重層的支援事業について、愛西市では令和6年度からこの事業の一部を開始されるということですが、近隣市での実施状況はどのようになっているのか、また今後、残りの他の事業はどのように進めていかれる予定なのか、お聞かせください。

続いて、概要書85ページの空家等対策推進事業についてですが、この実態調査について、活用方法については分かりましたけれども、この調査はどのように行われるのか、お聞かせください。

続いて、概要書87ページ、立地促進奨励金と雇用促進奨励金については、いろいろ交付の要件とかは分かりました。

では今後、弥富インター付近に整備される佐屋地区の工業団地も交付の対象となるのか、またその理由について教えてください。

それから予算書の167ページの言葉の大切さを学ぶ事業委託料についてですけれども、令和5年度の検証から学年を絞って全小学校で実施されるということでありましたが、では令和6年度に向けて何か内容等に変更があるのか、お聞かせください。

最後です。概要書99ページの老朽化対策事業の永和中学校の体育館についてですが、この調査はどのぐらいの期間がかかるのか、またいつ頃この調査結果が出るのかを教えてください。お願いいたします。

**○市民協働部長（田口貴敏君）**

それでは私からは、女性のためのデジタル人材育成講座の目的と内容をお話しします。

再就職を目指す女性や、育児・介護等で時間的、場所的制約のある女性に対し支援を行う目的で、ウェブデザインなどデジタル技術が普及した社会で働く上で必要なスキルを体系的に習得できる講座で、市内在住者を対象に年5回開催する予定です。以上です。

**○保険福祉部長（人見英樹君）**

私からは、重層的支援事業の他市の実施状況と、それ以外の事業の実施予定についてです。

近隣では稲沢市が実施していますが、海部津島管内の市では未実施です。

一部事業開始後の予定につきましては、今後、重層的支援体制整備に必要な参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチを通じた継続的支援事業を開始できるよう準備してまいります。以上です。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

空家等実態調査の調査方法でございます。

調査方法は、水道の閉鎖情報や市民からの提供情報等を基に、航空写真、あと家屋図データや家屋の課税台帳等の照合作業により市内の空き家の把握を行い、併せて外観目視調査を実施するものでございます。

続きまして、奨励金の関係で、愛西佐屋工業団地も対象になるのかというような御質問でございます。

この愛西佐屋地区も南河田工業団地と同様に、都市計画法に基づく工業系の地区計画が定められた区域ということになりますので、立地された企業は奨励交付対象となります。以上です。

**○教育部長（佐藤博之君）**

私からは、言葉の大切さを学ぶ事業委託料の変更について御答弁させていただきます。

令和6年度は学校において授業を実施することに加え、不登校の児童を対象としたプログラムを適応指導教室「すまいる」と連携し、実施することを予定しております。

続きまして、永和中学校体育館の調査の今後の予定等につきましてでございますが、準備が整い次第、速やかに入札等を行い、結果を踏まえて今後の方針などを決定し、予算化等に向けた準備を進めたいと考えております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、5番・真野和久議員、どうぞ。

**○5番（真野和久君）**

それでは、概要書の12ページの2款1項7目電子計算一般事業ですけれども、これは特定個人情報提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る交付金というのは697万7,000円ですけれども、これは事前の学習会では中間サーバーだという話でありましたが、これは中間サーバーは、これは具体的にどのように運用されるもので、どんな内容で利用されているのかというのと、それから費用が倍化した理由についてお尋ねします。

それから概要書の14ページの2款1項3目の広報事業ですけれども、シティプロモーション戦略策定業務委託で800万円についてですが、こういった業者に委託をするのか。これは事業内容、それから例えばこうしたプロモーションを策定する場合に、例えば市民アンケート等で市民の考え等を入れていくのか。それからあと、今後委託事業としてどういうふうにスケジュールで完成させていくのかについてお尋ねします。

それから概要書の19ページ、2款1項9目第3次総合計画策定事業についてですけれども、これも総合計画審議会委員報酬が取りあえず今回39万1,000円ありますけれども、審議会の委員の人数と構成、また今回、委員の公募を行うのかどうかについてお尋ねをします。

同じく、総合計画策定委託料948万2,000円についてですけれども、総合計画を策定に当たっての調査・研究の内容をどういう形でやっていくのか。それからあと、今回もこれも同じように市民アンケートなどを行うのか。それから第2次計画をつくったときの手法と異なるような、こういった新しい視点でやりますとか、そういうのがあれば。それからまた、今後どういう形で完成させていくのかのスケジュールについてお尋ねをします。

それから概要書27ページ、2款7項2目の水防事業について。

福原水防センター新築工事実施計画業務委託料がありますけれども、福原水防センターに関しては木曽川堤ということで、いわゆるハザードの関係でいうと、津波被害とか氾濫の危険があるときがあると思うんですけれども、そういう場合に緊急避難所としては、やはりなかなか利用は難しいということもあると思うんですね、指示としてはね。そういうふうに思うので、そうしたときに対する市民の避難時の注意等をどのように考えているのか、お尋ねします。

それから概要書37ページ、3款1項1目八開総合福祉センターの管理業務についてですけれども、八開総合福祉センターの管理に関しては、今回社会福祉協議会が委託しないということになってしまったので、今後、警備、維持管理委託などをどうするのか、ちょっと具体的に教えてください。その内容と。

それから部屋の使用料は、利用料は無料だという話ではありますが、借りる手続等はどういう形にするのか。今までより常駐している社会福祉協議会なのか、あるいは市職員または常駐している警備の人に話をするのか、その点について教えてください。

それから概要書69ページ、6款1項3目の農産物輸出支援事業ですけれども、農産物輸出支援事業補助金200万円について、補助先はどういう農業団体なのか、個人なのか、団体なのか。それから当然輸出ということになると輸出先、いわゆる販路の確保ということが基本的な、非常に重要な問題だと思うんですけど、資機材の支援だけでなく、そういう意味で既に加工農産物などの販路を今持っているのか、そこの団体が。また、もし持っていないのであれば販

路開拓をどうするのか。また、市としてそうしたものに支援をするのかについてお尋ねをします。

それから概要書の83ページです。8款3項1目の民間木造住宅等耐震事業ですけれども、これ住宅・建築物耐震改修事業費補助金について、これは予算書のほうにも耐震シェルター、防災ベッド設置補助金とか、もう今は削られているんですけども、このシェルター等の補助事業は継続しないのかについてお尋ねします。

それから概要書103ページ、10款5項3目中学校給食無償化事業ですけど、何で中学校だけなのか。今後、小学校への拡大に関して、一般質問でもやりましたが、答弁をお願いします。

それから概要書110ページ、10款5項1目アジア・アジアパラ競技大会推進事業。

木曽三川交流レガッタ参加料助成金8万4,000円について、学校訪問等で中学生と高校生の参加を募っていくということでありますけれども、これは、その参加の見込み等については実際に大丈夫なのかということと、それから学校ごとに例えばチームをつくって参加をするのか、あるいは市が合同チームなどを組織してやっていくのか、そうしたところの考え方についてお願いをします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず電子計算一般事業の中間サーバーについてでございますが、中間サーバーは情報照会に対して特定個人情報の提供を行うものでございます。また、費用増の理由につきましては、交付金については地方公共団体情報システム機構が運用管理を行う中間サーバーの次期システムへ移行するための経費として増額するものでございます。以上です。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、シティプロモーション戦略の関係で御答弁させていただきます。

業者につきましてはプロポーザルにより業者選定を行う予定です。事業内容につきましては、既存データや市民アンケートによる現状把握、分析、市民ワークショップや庁内職員による会議の運営支援、戦略策定支援などとなります。

市民アンケートなどを行うかということにつきましては、市民アンケートなどを実施する予定でございます。スケジュールにつきましては、地域資源の把握、洗い出しや現状課題等の整理と並行して事業者の選定を進め、選定後は市民アンケートやワークショップの実施、庁内会議での検討を進め、年度末までに戦略を策定する予定でございます。

続きまして、総合計画策定に関してです。

審議会の人数、構成、委員の公募につきましては、審議会の委員は学識経験者、各種団体の代表、公募委員の構成で20名を予定しております。

調査・研究、市民アンケート、第2次計画との異なる点、新しい点、今後のスケジュールにつきまして御答弁させていただきます。

調査・研究の主な内容は、市民等アンケート、市民ワークショップ、現行計画の評価に関する現況把握、地方人口ビジョン案など、計画策定に向けた現況と課題の分析を行う予定です。市民アンケートも実施する予定です。総合計画の基本構想、基本計画と人口ビジョン、まち・

ひと・しごと創生総合戦略を一体化して策定する予定です。

また、スケジュールは令和6年度に行う基礎調書などを基に、令和7年度に基本構想、基本計画素案としてまとめ、パブリックコメントを経て計画案を議会に上程する予定です。

最後に、福原水防センターに関することです。

市民の皆様には、市防災ハンドブックやハザードマップにより日頃からの確認をお願いしております。また、災害発生時に備え、複数の情報入手手段の確保を呼びかけております。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

八開総合福祉センター管理の警備、維持管理委託の方法についてです。

警備業者等と直接委託契約を締結し、管理していきます。会議室などの貸出しの手続は、八開支所の窓口で行います。鍵の貸出しについては社会福祉協議会で行っていただき、市職員は常駐しません。私からは以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、農産物輸出支援事業補助金の件について御答弁いたします。

まず農業者なのか団体なのかということでございますが、補助対象者につきましては、要件を満たしておれば、個人でも、法人でも、団体でも、それは問いません。こちらの補助でございますが、この支援事業の補助対象者の要件の一つとして、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき輸出事業計画の認定を受けていることという形とさせていただきますので、この計画の認定を受けた時点で輸出先は決まっているということでございます。

本市といたしましては、愛西市産の農産物等を輸出する際の経費のうち、施設整備費とか、あと備品の購入費等を補助したいというふうに考えております。以上です。

すみません、もう一件ございました。民間木造住宅耐震事業でございます。

こちら耐震シェルター、防災ベッドの補助がないのかということでございますが、令和6年度当初予算につきましては、耐震シェルター、防災ベッド設置費補助金は予算計上せず、民間木造住宅除却工事費補助金の予算を増額計上することといたしました。

なお、耐震シェルター、防災ベッドの補助事業につきましては、市民の皆様からの問合せの状況等を踏まえまして予算措置のほうを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、中学校給食費無償化事業に係る対象について御答弁をさせていただきます。

小・中学校に通う児童・生徒の保護者が支出する年間学習費等について、中学校における負担が大きいことから、学校給食費に対する支援をしている自治体が限られている中、愛西市立の中学校に通う生徒を対象に、これまで市単独事業として実施してきました補助を拡充し、給食費の無償化に取り組むこととしました。

給食費無償化に向けた国の動向を引き続き注視する中、愛西市立の小学校に通う児童に対しては、市単独事業として引き続き10円補助を実施しますが、小学校への拡大の予定はありません。

ん。

続きまして、木曽三川交流レガッタに係る中学生、高校生の参加見込みについてでございます。

令和6年5月に開催予定の木曽三川交流レガッタ並びに令和6年9月に開催予定のデ・レーケ記念交流レガッタに、市内の中学校並びに高校ごとに1クルー出走していただけるように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、チームの構成についてでございます。

学校ごとの参加には限定しておりません。また、市が合同チームを組織することは考えておりません。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、再質問を行ってまいります。

最初の電子計算一般事業に関してですけれども、いわゆる特定個人情報の中間サーバー、情報が入っているサーバーですということで、今回はシステム機構を移行するという話でしたが、今どこにあって、それをここへ移行するという話だと思うんですけれども、それで倍化したということではよろしいのか、ちょっと確認をさせてください。

それからあと、第3次総合計画のほうですけれども、審議会の委員約20人ということでしたが、学識経験者、団体、それから公募ということで、それぞれ何人を予定しているのかについて教えてください。

それから水防事業、当然日頃から意識をしてもらわな困るんですけれども、ただやっぱり、もし危険な場合などにはそこには行かないでください等の当然広報はするとは思いますが、その辺りの考えについて教えてください。

それから農産物輸出支援事業ですけれども、団体・個人とも可という話でしたが、もう基本的に、この200万円についてはほぼ候補が一応予定があるのか、その辺について、よければ教えてください。

それから民間木造住宅等耐震事業に関してですが、83ページの、今回耐震シェルター、防災ベッド設置補助金は計上しなかったわけなんですけれども、この補助制度そのものを廃止するという考えではないのか。その点、先ほどお問合せがあれば検討しますという話がありましたが、特に今回、能登半島での地震で、かなり倒壊家屋が多かったというのもあって、今年度が多分耐震の関係や、それから耐震改修ということを含めて関心が高い状況だと思うので、そういう中で、特に高齢者世帯などにとっては、家全体は直せなくてもシェルター、防災ベッド等の重要性等も市としてもやはりちゃんと進めていくことは必要だと思うんですが、その点の考え方を含めて、ちょっともう一度答弁よろしくお願いをいたします。以上です。

#### ○総務課長（青木万亀雄君）

それでは、中間サーバーの関係で御答弁差し上げます。

中間サーバーにつきましては、東西2か所で設置されておるものと認識しております。年数が経過したことによる機器の更改ということで、場所の変更をするものではないという認識

でございます。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

現段階ではございますが、各種団体16団体でございます。各団体1名を代表としてお願いしたいと思います。公募につきましては4名以内を考えております。学識経験者につきましても若干名を考えております。

続きまして、福原水防センターの関係でございます。

災害の種類、規模によって身の安全を確保できるよう、市民の皆様方には各種防災無線、ホームページ、防災メール等で案内をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

農産物輸出支援の関係で200万円の予定はあるかということでございます。

こちら先ほども御答弁させていただきましたように、輸出事業計画というものが要件として課させていただいておりますので、そちら今現在の状況ですと愛西市内で1件ということでございます。1件についてはあるのかなあというふうに考えております。

次に耐震の関係ですが、補助自体を当然白紙にするようなことは考えておりません。ただ、このところの傾向といたしまして、やはり除却事業費補助金に対するやっぱり補助の問合せがかなり多いということもございますので、今年度につきましてはそちらのほうを拡充させていただいた、充足させていただいたということでございます。

当然、先ほども御答弁したように、皆様からのお問合せ等を踏まえまして、またいろいろと検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

ここで、休憩を取らせていただきます。再開は14時25分といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

それでは次に、1番・馬淵紀明議員の質問を許します。どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

では、議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算について数点質問させていただきます。

初めに、予算書の14ページ、歳入のところで、1款1項2目、また1款2項1目、1款3項1目、それぞれの減額見込みとなった理由を教えてください。

それから概要書の4ページで、一般会計歳出予算の状況のところの労働費が前年度比の139.7%増加している理由と、もう一つ、土木費が140.1%増加している理由をお願いします。

概要書9ページ、基金の状況です。

財政調整基金を6年度は約16億円と大きく取り崩しての予算編成となっておりますけれども、これは、今後というか6年度中は近年と同程度これから取り崩していくのか、補正ですね、ま

たはそれ以上取り崩す予定になるのか教えてください。

同じく概要書11ページ、巡回バス運行管理委託事業のところです。

6年度はルートの変更があるのか、またバス停の位置の変更もあるのか、お聞きします。

それから昨年実施しましたアンケートは反映されているのか、反映されているのであればどのように反映されているか、お聞きします。

概要書26ページ、防災備蓄品等整備事業です。

非常用備蓄品の各計画どおり備蓄しているんですけども、その期限の判断基準を教えてください。それから目標数量と、その算定の根拠を教えてください。

次に、予算書の85ページ、2款7項2目14節八開水防センター屋上防水等修繕工事とあります。この工事の財源と工事時期、それから個別施設計画のところでは小規模修繕となっていていますが、6年度ですね、小規模の修繕となっていますが、今回の修繕工事はこれに該当するのか、お聞きします。

次に、概要書45ページ、高齢者福祉タクシー料金助成事業、予算が上がっていると思いますが、この積算根拠、それから利用範囲が変更になった理由をお聞きします。以上です。お願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず歳入の1款1項2目の法人市民税、市民税の法人分の関係の減額でございますが、滞納繰越分の調定額の減によるものでございます。

次に、1款2項1目の固定資産税の関係でございます。

固定資産税につきましては、令和6年度評価替えによる土地の減収を見込んで減額いたしました。

次に、1款3項1目の軽自動車税の環境性能割の関係でございますが、令和5年度の収入実績状況を踏まえまして減額と見込んでおります。

次に、労働費の増加の理由でございます。

こちらは移住・起業支援事業の拡充によりまして、前年度より200万円増額で計上となっております。

続きまして、土木費の増加の理由でございます。

前年度より新設改良費で約7,700万円、都市計画総務費で約7億6,600万円の増額計上となりました。具体的には、道路改良工事、道の駅周辺整備工事に係る工事費などの増によるものでございます。

続きまして、基金の関係でございますが、今後の関係も含めてでございます。

財政調整基金の取崩し額につきましては、事業実施に当たり不足する一般財源を補うために取り崩すものでございます。今後の状況につきましても財源の不足があれば基金を取り崩し対応する必要も生じるものと考えております。

次に、巡回バスの関係でございます。

ルート変更やバス停の変更についてでございますが、こちらはルートやバス停の変更につき

ましては、巡回バス運行検討委員会において検討を進めているところでございます。

また、昨年のアンケートの反映についてでございますが、現在、巡回バス運行検討委員会において主な課題や改善点を分析し、具体的な提案について検討を進めているところでございます。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

備蓄品の判断基準についてです。

保存期限、賞味期限があるものは、期限が長いものの中から選んでおります。なお、食料、飲料水は期限が5年以上のものを選んでおります。

続きまして、備蓄品の目標数量と、その算定根拠につきましてです。

目標数量は、南海トラフ地震の際に避難所へ避難するであろう想定人数について、1人当たり3日分の備蓄量としております。

八開水防センターの修繕工事、財源、工事時期についてです。

財源は公共事業整備基金を活用します。工事時期は、年度開始後に速やかに発注手続に入れるよう、木曽川河川事務所と許可申請に向けた打合せを行っております。

同じく、八開水防センターの小規模修繕事業との関係です。

個別施設計画による小規模修繕ではなく、令和4年度に確認した雨漏り等による修繕工事となります。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

高齢者福祉タクシー料金助成事業の積算根拠につきましては、対象者約9,800人を現状の実績を基に30%の交付率とし、使用枚数を10枚と見込み、1枚当たり700円で積算し、助成金額を2,058万円としました。

次に、利用範囲が変更になった理由は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続ける上で移動手段の確保は重要な課題です。外出すること自体が高齢者の介護予防にもつながるものと考え、地域での生活において生きがいを見いだしていただくため、公共施設及び医療機関に限っていた利用範囲を見直しました。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

では、再質問します。

減額理由とか、その見込みはどういうふうかということは分かりましたけれども、労働費のところ、移住支援補助金のところだと思いますけれども、これって今回のこの予算では移住支援のほうか企業支援なのか、どちらなのか教えてください。

また、この子ども加算分というのは、これが令和6年度からとして、令和6年度からこの子ども加算分が入ってこの予算額は増額になったのか、お聞きします。

それから財政調整基金は大きく今年度は取り崩すとさっき話したんですけれども、近年の取崩し額と積立額が分かれば教えてほしいのと、以前からこの財調に限っては目標額70億という話もあるんですけれども、これは現実的な数字なのか。また、これは6年度、こういう基金の、ほかの基金も含めてですけれども、このちょっと目標額を見直すことを考えているのか、お聞

きします。

それからバスは今検討しているということで分かりました。

防災備蓄品のほうは、これは期限の基準は自治体の判断で決められるのか、何か国からのある基準が設けてそれを判断で決めるのか、自治体の独自の判断で決められるのか教えてください。

あと、八開水防センターの工事は基金を取り崩してやるということですが、この水防センターは、そもそもこの管理はどのようにしているのか、この水防センターの土地と建物の所有はどこになっているのか、お願いします。

それから最後、高齢者福祉タクシーですけれども、利用者のほうは対象も要望範囲を広げたというふうに認識しますけれども、この利用範囲については、市内もしくは津島地区、稲沢市内というふうになって、今までそれ以外のところで使っていた人もいると思うんですけれども、その使っていた、具体的に例えば名古屋市とか、使っていた人数が分かれば教えてほしいです。以上です。お願いします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、労働費について御答弁いたします。

こちらの移住・起業支援事業でございますが、これは首都圏から愛西市に移住して、なおかつ愛西市の企業に就業していただくというところでございますので、当然就業も入っているということでございます。

今回200万円の増額ですが、こちらは令和6年度から子供1人当たり100万ということで、お二人を見越して計300万ということで予算計上のほうをさせていただいております。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

財政調整基金の昨今の積立て、取崩し状況でございます。

令和2年度が積立てが4億4,014万1,000円、取崩しが10億5,430万8,000円。令和3年度が積立てが8億823万8,000円、取崩しが8億4,498万円でございます。令和4年度の積立額が5億5,843万7,000円、取崩しが5億4,998万2,000円でございます。

目標額の関係、基金の関係、財調についてでございますが、積立額については目標額であります。ただ、社会情勢の変化が著しい昨今におきまして、今後も財源の不足があれば基金を活用しつつ対応し、一方で各種事業の実施のための財源に備えて進めていくものと考えおります。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

備蓄品の期限につきましては、国の定めも自治体の定めもあえてございませんが、メーカーの推奨期限を参考としております。

続きまして、八開水防センターの土地の所有は国の所有となっております。建物につきましては愛西市の所有となっております。以上でございます。

#### ○高齢福祉課長（八木久美子君）

高齢者福祉タクシーの区域外の利用枚数ということですが、今年度4月から1月まで

の利用枚数が1万1,200枚ほどでした。そのうち約100枚が区域外での使用となりまして、名古屋市とか一宮市での使用となります。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、9番・角田龍仁議員、どうぞ。

○9番（角田龍仁君）

それでは、議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算、概要書45ページ。

こちらは今、馬淵議員が質問されましたので、これはちょっと割愛させていただきます。

次に、概要書48ページ、こども家庭センター事業、当初予算2,653万8,000円ですが、昨年度の子育て世代包括支援センター運営事業1,075万6,000円と子ども家庭総合支援拠点事業376万6,000円が一つになったと考えられますが、合計しても1,452万2,000円で大幅に増額しているが、その根拠を教えてください。

次に、概要書68ページ、新規就農総合支援事業。新規就農4名の農業の業種と年齢を教えてください。

次に、概要書85ページ、市街地整備事業で、まちづくり支援業務委託料が1,087万9,000円はまちづくりのビジョンの策定とありますが、どのようなものか、それで今年度とどのように違うのか教えてください。以上、よろしくお願いいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、こども家庭センター事業についてです。

こども家庭センターは、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両事業を一体的にマネジメントする事業になります。令和5年度の予算概要の子ども家庭総合支援拠点事業376万6,000円には、虐待対応専門員の人件費が含まれていないことが要因です。以上でございます。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、新規就農者4名の業種と年齢ということでございます。

ミニトマト、イチゴ、レンコン、ネギを生産しております。年齢につきましては、21歳、34歳が各1名、24歳が2名でございます。

続きまして、まちづくり支援業務委託料、こちら今年度との違いということでございます。

市内の鉄道主要駅周辺における新たな市街地整備を見据え、令和5年度中に設定した住宅立地ポテンシャル等の評価指標に基づき、各駅周辺を評価し分析し、優先的に整備すべき拠点を選定いたします。

令和6年度は、選定した拠点についてまちづくりビジョンを策定する予定です。このまちづくりビジョンは拠点ごとに将来像、整備コンセプトを設定し、その実現に向け、土地利用構想として必要な規模、道路等のインフラの配置等を検討するとともに、整備手法、整備スケジュール、課題等を整理するものでございます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、2番・佐藤旭浩議員、どうぞ。

## ○2番（佐藤旭浩君）

それでは、議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算について質問させていただきます。

まず初めに、概要書99ページの水泳指導業務委託事業の631万4,000円についてですが、今年度、夏のプールを立田北部小学校が試行的に実施したというふうに私も一般質問で答弁をいただきましたが、来年度、令和6年度からこの立田北部小学校と立田南部小学校、あと市江小学校で実施するという事になっているとは思いますが、この経緯についてをお伺いさせていただきます。

2点目ですが、事業計画についてですが、バス移動等での移動があると思いますので、そういったことによって授業時間の変動がどのようにあるのか。あとは、3校が委託するという事で、実施期間についてもお伺いさせていただきます。

もう一点ですが、概要書25ページ、自主防犯活動推進事業の200万円についてですが、まずこの200万円の令和6年度の予算の積算根拠をお伺いいたします。

次にですが、令和5年度の補正予算で計上されましたが、申請期間がちょっと短かったということもあるとは思いますが、それについて、防犯カメラの補助申請の状況と設置状況はどのようにになっているのかをお伺いいたします。

あと、もう一点ですが、令和6年度の要望がもし多数になった場合は翌年度に繰越しをすることができるのかをお伺いさせていただきます。お願いいたします。

## ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、水泳指導業務委託事業に係る令和6年度の実施計画内容の経緯について御答弁させていただきます。

民間プールでの水泳授業の実施可能な時間や期間、受入れ可能な児童数の制限を確認するとともに、学校プール施設の修繕が必要となる状況や学校の児童数を考慮し、立田北部小学校、立田南部小学校及び市江小学校の3校での実施を計画いたしました。

続きまして、事業実施計画の内容についてでございます。

学校ごとに学校規模に基づき、2から3グループに分け、1グループ4回実施し、1回を授業2こま分として8こま分の授業時間を確保いたします。以上でございます。

## ○企画政策部長（西川 稔君）

自主防犯活動の積算根拠です。

自主防犯活動促進事業補助金は、愛知県と協調し、自治会による防犯カメラ設置と高齢者世帯等の特殊詐欺対策機器の購入を補助するもので、県の市町村への補助金額が市補助額の2分の1、上限が100万となっており、本市では200万円を予算額として計上しております。防犯カメラ設置費と特殊詐欺対策機器の予算上の内訳は、防犯カメラ設置が10台、185万円、特殊詐欺対策機器購入費が25台、15万円です。

## ○議長（杉村義仁君）

暫時休憩をお願いいたします。

午後2時45分 休憩

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

防犯カメラ補助申請状況と設置状況についてです。

7 件の申請があり、全て設置が完了しております。

続きまして、要望数が多数になった場合についてです。

本事業の事業期間は、令和 5 年度から令和 8 年度までの県との協調補助となっております。予防数が予算の範囲を超えた場合は、次年度に申請いただくこととなります。以上でございます。

○2 番（佐藤旭浩君）

では、再質問させていただきます。

まず水泳指導業務委託の件ですが、3 校来年度民間委託するという事で、学校のプールを使用しなくなると思うんですが、このプールについて今後どのように扱っていくのかを、検討しているのかをお伺いいたします。

あと 2 点のうちの 1 点ですけど、体調不良者、授業前の体調不良であれば親御さんのほうから連絡があり、プールのほうの見学等なりされると思うんですが、プールが学校で行っていれば保健室であったりプールサイドで見学するという形になると思うんですが、民間委託する場合はどのようになるのか。あとは、授業中、民間委託している先で体調不良になった場合、どのように対応されているのかを、検討しているのかをお伺いいたします。

あともう一点ですが、自動車借上額261万8,000円のところですが、これでバスを 2 台借りているということだが、市有バスの使用の検討はしていないのかをお伺いいたします。

あともう一つ、概要書25ページの自主防犯活動推進事業の件ですが、今年度 7 件設置をされたということですが、もし分かれば、どの自治会が設置をされたのかをお伺いいたします。その自治会で設置された機種であったりとか、あとは金額的なものがどの程度のものだったのかをお伺いさせていただきます。お願いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

まず私からは、3 校のプールの今後の扱いについて御答弁をさせていただきます。

安全性や費用等を考慮し、今後解体する予定でございます。

続きまして、児童の体調不良等への対応についてでございますが、事前に体調不良等でプールに入らないことが分かっている児童については、民間施設まで同行した上で見学することになります。また、水泳授業中に体調不良となった場合には、施設内に休ませることができる場所が確保されており、状況に応じて必要な対応をすることになります。

続きまして、借り上げバスの利用理由でございます。

児童及び教員の人数によっては市有バスの乗車定数ではできない場合があり、また他の公用での使用も見込まれることから、借り上げバスによる移動とさせていただきました。以上でござ

ざいます。

○企画政策部長（西川 稔君）

申請がありました自治体から御答弁させていただきます。

宮地町、西條町、下一色町、見越町、須依町、北一色町、大野町から申請がございました。

機種につきましては様々であり、実績では録画データをカメラに内蔵されたSDカード等の記録媒体にデータを記録するタイプや、カメラとは別に設置するレコーダー等の記録媒体にデータを記録するタイプなどがございました。

価格につきましても6万円台から50万円までと機種により様々となっております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

次に、13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

それでは、議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算について幾つか質問させていただきますが、重複しているところは割愛させていただきます。

初めに、予算書50、51ページ、概要書ですと13ページですね、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料のところの職員研修委託料の164万5,000円のところですが、概要書の中で研修内容が前年度に比べて増えている、項目として増えていると思われるんですが、新たなものはどのようなことをされるのか、また対象となる職員の方はどのような階級の方が受けられるのか、お答えください。

次に、予算書54、55ですね。これはシティプロモーションの推進事業委託料のところですが、先ほど真野議員のほうからありましたので割愛させていただきます。

概要書14ページですね、ホームページシステム利用料のところあります252万1,200円、このホームページは改良できる、改善できるときに随時改良していただいておりますが、今回その改善変更点はあるのか、お聞かせください。

概要書19ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、第3次総合計画策定事業のところであります。これも先ほど真野議員のほうから質問がありましたので、全て割愛させていただきます。

概要書21ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、旅券発給事業についてです。

ここでの消耗品費1,602万円でありますけれども、増加傾向への予算増だと思われませんが、何名分を予定されてのこの金額になったのか、お答えください。お願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

初めに、研修内容についてです。

新たにイクボス研修とクレーム対応研修を実施します。イクボス研修は、育児参加しやすい職場環境の整備を進めるので管理職を、クレーム対応研修は、クレームへの対処方法を習得するため実施するもので、全職員を対象とさせていただきます。

続きまして、ホームページの改善変更点についてです。

ホームページ管理システムのバージョンアップに合わせて、より見やすいホームページになるよう、トップページや各ページのレイアウトの調整を行う予定です。以上でございます。

○市民協働部長（田口貴敏君）

それでは、旅券発給事業の積算人数に関して御答弁させていただきます。

10年旅券が840人分、12歳以上の5年旅券が420人分、12歳未満の5年旅券が120人分となっております。以上です。

○13番（近藤 武君）

ありがとうございます。

それでは、少し再質問させていただきます。

概要書18ページの職員研修のところではありますが、今新しい部分での説明を受けました。現在まで続けてこられた項目で内容変更などを行うものがあるのか、お聞かせください。

そして、概要書21ページの旅券発給事業のほうですけれども、先ほど大体の対象の人数が出ておりますけれども、取得される方の年齢階層、現在の傾向などがあるのかどうか、お聞かせください。

○企画政策部長（西川 稔君）

内容を変更した研修はございません。以上でございます。

○市民協働部長（田口貴敏君）

取得される方の年齢階層についてでございますが、年齢階層の資料はございませんが、令和5年度の1月末までの旅券交付状況は、12歳未満の5年旅券が78件、12歳以上の10年、5年の旅券は799件となっております。

傾向といたしまして、前年度と比較して2倍ほど増加しております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、概要書から質問していきます。

議案第19号の令和6年度愛西市一般会計予算ですが、概要書の3ページの一覧表についてですが、市税が減少したという状況でありますけれども、その主な理由を教えてください。

続きまして、地方特例交付金が増加しているんですけれども、その内容についてもなぜなのか教えてください。

続いて、地方消費税交付金が減少しているんですが、今回インボイス等で増えるのかなあと思ったんですが、減少している理由を教えてください。

また、地方交付税について、増加の理由、主な理由を教えてください。

続いて、概要書の4ページになりますが、表3の一般会計歳出予算の状況ですが、民生費の増加の主な理由を教えてください。また土木費増加の主な理由を教えてください。よろしくお願いします。馬淵議員と重なるところがありますが、答えていただければ答えていただきたい

と思います。

続いて、概要書の30ページの権利擁護支援センター事業についてですが、この権利擁護支援センターについては、窓口がどこになって、どういう方が利用ができるのか、どのような人たちが利用ができるのか教えてください。

続いて、概要書の37ページの重層的支援事業でありますけれども、石崎議員も質問もありましたけれども、これも相談できることだとか、相談の窓口というのはどこになるのか、お伺いします。

続いて、概要書の40ページの一番上段、障害者等医療費についてです。市単独自立支援で市単独のところに入ってくると思いますが、精神障害の3級の手帳の保持者の人数については、もう一回確認のために聞きたいので、よろしくお願いします。

概要書の43ページですが、高齢者の見守り事業についてですが、補正予算のときには安価で契約できたということでありまして、利用料について見直す考えはないのか、もう一度再度お伺いをします。

概要書の45ページの高齢者福祉タクシー料金助成事業ですが、これについては対象者の人数等については先ほどありましたが、この特定財源1,500万円というのはどこの特定財源なのか教えてください。

あと、運転ができない人というのは、具体的に免許を持っていない人が全て運転ができない人というふうに認識をすればいいのか教えてください。

続いて、46ページの隣のページ、発達支援センター事業ですが、1,000万円ほど増加をしているんですけれども、人員が増えたことによる増加なのか、どのような内容を充実したから増加したのか、新規に行っていくことなどがあれば教えてください。

続いて、概要書の48ページの下段、こども家庭センター事業ですが、このセンターの場所を再度確認ですけれども、センターの場所はどこにつくるのか、また体制の人員については何人で行っていくのか。そのセンターの責任者というのは、つくるのか、つくらないのか、誰が責任者になるのか教えてください。

続いて、概要書の53ページに飛びますが、下段の家庭ごみ収集運搬事業の中でのごみ出しが困難な方に戸別収集を行うということですので、シール作成は300枚で75件を目標にしている。ごみ箱を用意して回収等を行うといった説明がしたんですけれども、ごみ出しが困難な人というのはどうやって申し込むのか。また、個別の収集方法は玄関の前に出しておけば持つていってくれるのか、家の中まで回収してくれるのか、どういった回収の方法になるのか、再度確認をお願いします。

続いて、土木に行きます。

概要書の70ページ、道の駅管理事業ですが、この道の駅管理事業については24時間トイレに係る管理費が増加をしたというふうに聞いたんですけれども、この新しく指定管理業者になった人が、その24時間トイレに係る管理費等についても今後は負担をするのかどうかについて確認させてください。

さらに、その下段の道の駅周辺整備事業ですが、道の駅再整備事業ですが、委託料の詳細と工事費の詳細を教えてください。

続いて、78ページの側溝・舗装工事に関わる費用ですが、幹線道路工事と舗装修繕工事についてのが出ておりますが、市道2号線の中でも市道2号線は長いところなので、この市道2号線のどこをやるのか、その場所について教えてください。

続いて、79ページから80ページの道路改良事業ですが、増加しているということについての主な理由と、市道108号線、市道5号線、市道2321号線、市道9363号線、市道158号線、市道8号線と19号線というのは大体どこなのか教えてください。

それぞれの道路改良がなぜ必要なのか、必要性も教えてください。

続いて、84ページです。84ページの都市計画基礎調査事業ですが、この下段のところですが、どこをするのか。先ほどもあったかと思いますが、もう一度教えてください。

次のページ、85ページ市街地整備事業についても、今のところどこを優先的に進めるのかというのは決まっていないのか、それとも目安としてあるのか、その内容について教えてください。

86ページの右上の段の公園等維持管理事業費の中で、児童遊園の複合遊具の更新工事を行うということで1,800万ありますが、かなり高額な費用ですが、どこをするのか、どんな順序で行っていくのか教えてください。

続いて、その下段の道の駅周辺整備事業ですが、観光拠点施設等工事というのはどうなっていくのか、新しく指定管理者となった人と御相談をして行っていくのか、市が独自に上物だけつくるのか、内装はその人がやるのか、そういった詳細を教えてください。

あと、周辺整備工事についての詳細についても併せて教えてください。

続いて、87ページの企業立地促進事業については、先ほど石崎さんの話がありましたので、これは割愛します。

以上ですので、順次何ページでどこと言っていいただければ助かりますので、よろしくお願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず市税の減収理由でございますが、主な要因といたしましては、定額減税の影響等を踏まえた個人市民税の減収見込みによるものでございます。

次に、地方特例交付金の増加の理由でございます。

個人住民税の定額減税に伴う市税の減収分が地方特例交付金により補填されるためでございます。

続きまして、地方消費税交付金減少の理由でございますが、本年度の交付状況や県からの情報を勘案し、見込んだものでございます。

次に、地方交付税の増加の理由でございますが、本年度の交付実績や国の地方財政計画を勘案し、見込んだためでございます。

次に、民生費の増加の理由でございますが、障害者自立支援給付費、保育園等の施設型給付

費、就学前教育・保育施設整備補助金などの増によるものでございます。

次に、土木費の増加でございますが、前年度より道路新設改良費で約7,700万円、都市計画総務費で約7億6,600万円の増額計上となりました。道路改良工事や道の駅周辺整備に係る工事費などの増によるものでございます。私からは以上でございます。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

まず権利擁護支援センター、相談窓口がどこで、どのような方が対象かとの御質問です。

市役所北の社会福祉協議会、ふくしの相談窓口となります。相談対象者は、主に認知症や知的障害などで契約ができない、財産の管理が難しいといった方の相談に応じます。

続きまして、重層的支援事業の相談できること、また窓口についてです。

福祉の相談で、どこに相談したらいいのかわからないという方や、8050問題など複雑、複合的な相談を受け付けます。窓口は、基本的にはふくしの相談窓口になり、市役所の各窓口でも相談を受け付けし、包括的相談支援につながります。

続きまして、精神障害者の手帳所持者です。

2月末現在で精神障害者医療受給者のうち、精神障害者保健福祉手帳3級所持者は163人です。

次に、高齢者見守り事業の利用者の利用負担については、利用料を見直す考えはありません。

続きまして、高齢者福祉タクシー料金助成事業、こちらの特定財源1,500万円につきましては地域福祉振興基金を充当しています。

次に、運転ができない人とは、運転免許証未取得者及び免許証返納者を想定しています。なお、運転免許証を所有していても身体的な理由等で運転できない方も含んでおります。

続きまして、発達支援センターの予算額の増額の理由につきまして、こちらの大きな要因は、障害者相談支援事業委託料において委託業務の一部が消費税課税事業と明確となったことに伴う消費税分の増額によるものです。

次に、拡充事業としてですが、障害の早期発見を目的に、学校、保育、幼稚園や認定こども園などの巡回に加え、専門員による研修会などを実施してまいります。私からは以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

概要書48ページ、こども家庭センター事業についてです。

まず、センターの場所は子育て支援課になります。

続きまして、体制と責任者についてです。

令和6年度からは、こども家庭センター内に総括支援員として有資格者を配置し、子育て世代包括支援業務と子ども家庭総合支援拠点業務双方に指示命令ができる体制といたします。責任者は健康子ども部長となります。以上でございます。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

それでは、概要書53ページ、家庭ごみ収集運搬事業について御説明いたします。

申込みは、環境課、高齢福祉課や社会福祉課及び秘書で受付を行います。代理での申込みも可能とします。

戸別収集の方法は、利用決定後、専用の表示シールを渡し、蓋つきの容器にシールを貼っていただき、そのシールを目印に収集を行います。可燃や不燃及びプラスチック類等のごみを市指定のごみ袋に入れていただき、週1回委託業者が収集する予定です。場所は道路に面した自宅敷地内を想定しています。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

概要書70ページ、道の駅管理事業の24時間トイレの管理でございますが、令和6年度は市が管理負担し、その後は指定管理者の管理負担となります。

続きまして、同じく概要書70ページ、道の駅周辺整備事業の関係でございます。

委託費の詳細でございますが、指定管理者の選定、あと協定に係るリーガルチェック、あとモニタリング指針の強化などのアドバイザー業務委託料として1,133万円及び工事のほうの管理委託料1,023万9,000円でございます。

その次、工事費の詳細ということでございます。

農産物直売所の新設工事費として4億8,498万5,000円、屋根付駐車場工事費1,111万5,000円、イベント広場、バス停の整備費等で9,321万8,000円でございます。

続きまして、概要書78ページ、側溝・舗装工事の関係でございます。

幹線道路工事、あと舗装修繕工事、市道2号線の場所ということでございますが、これは森川町と早尾町、葛木町地内でございます。

続きまして、増加の主な理由ということですが、こちらにつきましては、測量設計の委託料や工事請負費が主な要因でございます。

続きまして、108号線、5号線、2321号線、9363号線、158号線、8号、19号線の場所、あとそれぞれの詳細ということでございます。

まず市道108号線は、湊高町、大野山町地内の宮田用水沿いとなります。県が行います水路部の暗渠化に合わせて、上部を含めた道路改良工事を同時に行う事業で、令和2年度からの継続事業でございます。

市道5号線は、石田町、宮地町地内で、市道21号線と交差する丁字路付近でございます。この丁字路は過去から危険箇所と認識しており、関係地権者の協力が得られたため、拡幅工事の測量設計をするものでございます。

次に、市道2321号線は本部田町となります。県道佐屋・多度線と東名阪自動車の側道となる県道名古屋・蟹江・弥富線を結ぶバイパスとして取り組んでいた路線で、用地が確定できたため、用地買収及び工事を実施するものでございます。

次に、市道9363号線は諏訪町となります。県事業による県道津島・稲沢線の歩道設置を進めるに当たり、用地交渉の代替地として市道の付け替えが必要となり、測量、分筆、用地取得をするものです。

続きまして、市道158号線は金棒町でございます。用地を取得できましたので、歩道設置工事を実施するものでございます。

次に、市道8号線及び19号線は町方町となります。交通安全プログラムで危険箇所として課

題となっておりましたが、関係地権者の協力が得られる見通しが立ったため、工事を実施するものでございます。

次に、概要書84ページ、都市計画基礎調査事業でございます。

どの地区の調査なのかということでございますが、こちらにつきましては市街化調整区域における開発行為、建築行為の実態を把握するなどの調査をするものでございます。

次に、優先的に市街地整備を進める拠点はどこなのかということでございますが、今年度のまちづくり支援事業の成果として決定をしていきたいと考えております。

次に、86ページの公園等維持管理事業の関係ですが、更新工事の場所はということでございます。こちらは、柚木西児童遊園に設置されている大型複合遊具の更新工事を予定しております。

続きまして、概要書86ページ、道の駅周辺整備事業の観光拠点施設等工事の詳細ということでございます。

こちらにつきましては、複合用途施設、2階建て、鉄骨造りで建築面積約700平方メートル、延べ床面積約1,280平方メートルとなり、屋根付ステージ、あと屋外トイレ、あとあずまやの建築工事を行います。

次に、周辺整備事業の詳細でございますが、東ゾーンの令和6年度の工事詳細は、基盤整備工事、駐車場、植栽等の公園施設整備工事を行います。西ゾーンは基盤整備工事、園路広場、公園施設整備工事を行います。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

では、順次再質問していきますが、概要書3ページについては、市税の減少については国が行う生活減税によるもので、補填が地方特例交付金で補填されるということで、これは金額が違うんですけれども不足分が出ているようですが、これはどうなるのか教えてください。地方交付税で補填されるのでしょうか。

あと、それから地方交付税の増加の理由については、これは基準財政需要額が増えたのか、基準財政収入額が増えたのか、基準財政需要額が減ったのか、ちょっとその辺のことについて、例年どおりだと、もうちょっと多くなるかもしれないってつくったんだったらそういう話ですけど、その辺は教えていただけますでしょうか。

あと、臨時財政対策債との関係も併せて教えてもらえれば助かります。

あと、概要書の4ページの民生費の増加の理由については、高齢者のための民生費は増加していなかったんですかね、そのことはなかったんですが、高齢者分についてはどうなのか。

あと、土木費の増加については道路の7,700万と道の駅7億6,600万になりますが、この部分に関わる起債の金額が分かれば教えてください。

続いて、権利擁護支援センターと重層的支援センターの窓口は、ふくしの相談窓口ということになるんだということでしたが、そこに行けば誰でも相談に乗ってもらえて解決に向かうということだと思ってしまうんですけれども、ここは時間外は相談ができるのか、時間内でしかできないのか、その時間について教えてください。

続いて、障害者精神医療費についてですが、概要書40ページですが、163人が障害者3級手帳の保持者だと、163人については非常に不利益な状況になってくるんですけれども、今後どうしていくのか、もし考えていることがほかに拡大するようなことがあれば教えてください。

あと、概要書43ページの高齢者見守り事業については、利用料を見直す考えはないと一言でしたが、年齢だとか非課税世帯だとか生活保護世帯について減免を行うべきじゃないかと思うんですけれども、そういう検討は行ったのかどうか教えてください。

あと、概要書の48ページ、こども家庭センターですが、子育て支援課がセンターの場所であると。その中で明確に分かれているのか、子育て支援センターに行けばこども家庭センターの相談ができるのか教えてください。

有資格者の統括支援者ということがお話がありましたが、統括支援者というのはどういった資格が必要な人なんでしょうか教えてください。責任者は健康子ども部長だということなので、最終的な責任者であると思いますが、このセンターの責任者というのは統括支援員が責任を持って統括をしていくということでもいいのか確認です。

あと、概要書の53ページの家庭ごみ推進運搬事業ですが、敷地内のところにごみ箱を置いてということなので、回収する人は敷地内まで入って行って、そこで回収するという理解でいいんでしょうか、その確認をお願いします。

あと、概要書の86ページの公園維持管理費用ですが、この公園維持管理費というは1か所だけで1,800万という理解でいいのか教えてください。

あと、道の駅、同じページで道の駅周辺事業についてですが、観光拠点等の概要について聞きましたが、屋根付ステージだとかということで、そこで何か催しをするというようなイメージの施設ができるということでもいいのか確認です。以上ですね。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

まず、市税と地方特例交付金のその関係でございしますが、収入減収分につきましては、定額減税のほかに東日本震災復興分均等割分が令和5年度で終了するためのものでございます。

それから地方交付税の算定についてでございますが、こちらはまだ正式算定の前ですので、先ほど申し上げた交付実績と地方財政計画に基づく見込みでございます。以上です。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

概要書4ページの民生費の中の高齢者の増額についてですが、高齢者分の費用としましては、後期高齢者の医療費が2,000万弱上がっております。それから介護特会の繰出金、こちらのほうが給付の増とかで4,000万弱増額しております。

続いて、30ページの権利擁護支援センターの受付時間ですが、こちらは平日の月曜日から金曜日までの8時半から17時15分で、時間外の対応はしておりません。

続いて、精神障害者の3級の方の今後の支給拡大等の御質問だと思いますが、こちらは現在のところ変更する予定はありません。

続いて、高齢者見守り事業の低所得者等の減免等についての検討はということですが、検討はいたしました、今回一律での負担ということでさせていただいております。以上です。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

私からは、48ページのこども家庭センター事業についてです。

まず明確に分かれるのかと、センターの統括についてです。令和6年度からは対象児童に対して、縦割りではなく横断的に対応するために、こどもセンター内に統括支援員を配置し、子育て世代包括支援業務と子ども家庭総合支援拠点双方に指示命令ができる体制とします。健康推進課で相談を受けた場合については、そこで終わることなく統括支援員に情報が共有され、必要な対応を検討していくことになりますので、これまでどおり相談体制については、子育て支援課と健康推進課で行っていきます。

また、統括支援員の資格ですが、保健師、助産師、看護師、ソーシャルワーカーとなっています。以上でございます。

**○市民協働部長（田口貴敏君）**

私からは、ごみ収集の場所に関して御答弁させていただきます。

御利用の申込みをいただいた後、家庭訪問をして状況を確認し、対応を決めていきたいと思っております。以上です。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

それでは、概要書4ページ、土木費の関係の起債の金額ということでございますが、こちらにつきましては、道の駅再整備事業のほうで5億6,000万円、周辺整備事業のほうで9億4,810万円、あと道路改良事業のほうで2,810万円ということで起債のほう計上させていただいております。

続きまして、児童遊園の方針は1か所だけかということでございます。

こちらにつきましては複合遊具を1か所、修繕のほう、入替えのほうをさせていただくということでございます。

あと、観光拠点施設のほうでございますが、東ゾーンのほう、屋根付ステージや何かはどのような形でということでございますが、こちらは当然、蓮見の会とかそういう形、あと指定管理者のほうが自主事業をやったりとか、そういう形でいろいろな用途で使いたいというふうに考えております。屋根つきのステージですので、ある程度雨天でも催物ができるかなあというふうに考えております。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

ここで、休憩を取らせていただきます。再開は15時40分といたします。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

先ほど、馬淵議員の八開水防センターの土地・建物の所有について御答弁させていただきましたが、土地については、国ではなくて愛西市の所有でした。ですので、土地・建物は全て愛

西市の所有となっております。訂正しておわび申し上げます。失礼いたしました。

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

本件、私は3点だけ御質問したいと思います。

一般会計の予算書52ページですけれども、歳出、2款総務費、1項3目シティプロモーション費1億1,924万4,000円ですけれども、このプロモーション課を設置する計画となっておりますが、企画政策部の中の組織はどうなるのかを教えてください。

2点目が95ページ。

3款民生費、1項2目12節委託料、緊急通報システム事業委託料103万3,000円なんですけれども、利用者が312人ということですから、過去5年間の利用者の推移についてお尋ねいたします。

3点目なんですけれども、3款民生費、95ページ、1項1目27節、国民健康保険特別会計の繰出金額が6億4,568万8,000円。

それから、97ページの1項2目27節の介護保険特別会計繰出金が9億4,200万円。

それから、101ページの1項5目27節、後期高齢者医療保険特別会計繰出金2億4,594万6,000円なんですけど、トータルすると総額で大体18億3,452万2,000円となりまして、いろんな制度が今変わりつつあるので、これから先も健全化の見通しと計画がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。当然繰出金は必要ですけれども、何か一定度の歯止めがかかるかどうか、今後計画を教えてくださいと思います。

以上3点で、よろしくお願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

広報の業務を行います。以上でございます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

緊急通報システムの過去5年間の利用者の推移です。

平成30年度394人、令和元年度359人、令和2年度330人、令和3年度308人、令和4年度278人です。

続きまして、特別会計繰出金の関係で、それぞれ特別会計の健全化の見通しと計画についてです。

国民健康保険特別会計は、給付費に対して保険税の不足が続いており、健全とは言えない状況です。そのため、保険税を引上げ、その間の不足分は一時的な国民健康保険事業費繰入金で賄います。

介護保険特別会計は、第9期の事業計画に基づき保険料を算定し、令和6年度からの3年間は健全な会計運営ができる予定です。

後期高齢者医療特別会計は、収納された保険料を後期高齢者医療広域連合に納付することを主な目的とした特別会計ですので、この先も健全化は保てます。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

ありがとうございました。

先ほど広報も組んだということなので、予算的にはそういうことがありますが、今企画政策部の中で、今人事課、秘書広報課、経営企画、危機管理とありますけれども、単純にもう一つ課が増えるだけなのか、整理等をされるのかお聞きしたいと思います。

それから健全化なんですけれども、御答弁のとおり聞いておりますが、住民負担、これからどんな感じになっていくのか。まだ健全化とは言えない部分もあるので、ちょっと教えていただければ、よろしくお願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

現在の秘書広報課を秘書課とシティプロモーション課に分けます。よって、企画政策部は人事課、秘書課、経営企画課、危機管理課、シティプロモーション課となります。以上でございます。

○保険福祉部長（人見英樹君）

国民健康保険税の関係でよろしかったでしょうか。

失礼しました。

こちらにつきましては、令和10年度に県の示す標準税率に追いつくような形で引上げを段階的にしていく予定ですので、まだ6年度以降、保険税は上がる予定をしております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第19号：令和6年度愛西市一般会計予算について質問いたします。

まず、9ページの資料5．基金の状況についてお伺いをしたいと思います。

まだ国の施策が固まらないからといって、今までも取りあえず財政調整基金で予算を組むということがされてきました。今回、財政調整基金が約16億円の減額となっておりますが、今後、県や国からの施策が固まることによって振り替えられる可能性がある事業があるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書195ページの継続費についての前年度末までの支出額の見込み及び当該年度以降の予算支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書についてお伺いをしたいと思います。

平成30年から、この道の駅に関しては様々な支出がされてまいりました。その結果、この道の駅の関連事業について、年割額が示されておりますが、これがいつどのような契約による金額なのか、それがなかなか分かりにくくなってきております。それについて説明と、まだ契約が成立していないものがあれば含めて説明をしていただきたいと思います。

それから、予算書の49ページ。

総務費、総務管理費、一般管理費の情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬についてお伺いをいたしたいと思います。

この審査会ですが、どの程度の頻度で会議が持たれているのかお聞かせください。

そして、異議申立てが出てから、この審査会での答申が出るまで大体どれぐらいかかっているのか。現年度の状況、短いものなり長いものなりどうなっているのか教えていただきたいと思います。

それから、16ページの総務管理費、会計管理費についてお伺いをしたいと思います。

指定金融機関の業務について、これから振込手数料がかかってくるようになっておりますが、これは金額について交渉をしたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

18ページの市民活動支援公募事業、総務管理費、9目企画費についていいですか。

#### ○議長（杉村義仁君）

概要書ですか。

#### ○7番（吉川三津子君）

概要書についてお聞きします。

市民活動支援公募事業です。この事業の達成目標、成果指針をどう定めているのかお聞かせください。

そして、令和6年度、継続できる団体が減ると判断に至った理由と、その原因についてお聞かせをいただきたいと思います。

そして、補助期間である3年後、活動が継続される団体育成はできたのか。市の課題を共に解決する事業実施ができる団体育成はできたのかお聞かせください。

また、市の補助事業を実施したり、委託事業を担ったりできる団体の育成に至ったのかもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、この市民団体の公募がされるんですが、公募審査会でNPOとは何か、市民団体とは何か、そういった育成に関する専門知識を持たれた、そんな委員が含まれているのか、含まれているならばどの方かお聞かせをいただきたいと思います。

それから、助成後、NPO育成の専門知識を持ち、助言できる職員、共に市と協働を進めていくことに対する助言ができる職員はそろっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

助成後、どのような活動をしているか、現場訪問するようなことや協働に導く働きかけができていないのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

予算書の63ページの総合計画策定委託料について、1個目は、もうほかの方が質問されましたのでパスしますが、飛島村では職員が中心になって大学の教授を呼んで職員が総合計画をつくることをしておりますが、そういった職員中心の策定は考えているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

概要書の23ページ、協働のまちづくり事業についてお伺いします。

総務管理費、まちづくり推進費です。アドバイザー派遣についてお伺いをしたいと思います。

このアドバイザーは、どんな課題を解決するための事業だったのかお聞かせいただきたい。

そして、予定の6回に至らなかった原因は何なのか教えてください。

そして、実施した団体のアドバイスの内容と成果についてお聞かせください。

そして、まだこの事業においては、目標達成に至っていないということですが、なぜ減額をすることにしたのか。ほかの事業で穴埋めするようなものがあるのか、その点についてお聞かせください。

それから、4 款の衛生費、53 ページ、概要書 53 ページの家庭ごみ収集運搬事業についてです。

これは、議会で取り上げて高齢者の計画づくりの中で環境課が会議に加わった折に、ごみ出し困難者について施策をつくっていくということでしたが、今回は前向きに進められてよかったなと思っております。そのほかに、このごみ出し困難者の関係で、新しく何らかの住民主体の取組はありますが、ほかに何らかの取組が検討されているものがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、10 款の教育費、概要書 96 ページです。特別支援教育支援員等配置事業、小学校、中学校まとめてお伺いをしたいと思います。

この支援員の配置については、学校からの要望に応えるという形で配置を決めたということですが、学校からの要望に全て応じられているのか、要望に応えられていないケースがあれば教えていただきたいと思います。

それから支援級担任、そして普通級担任、そして民間の放課後デイなどを行っている民間施設、そして市民団体、保護者も含めたケース会議を実施し、その子の育ちを協力しながら支えている、そんなケース会議が実施されている学校は、今どこなのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、概要書の 99 ページ、小学校費、中学校費も含めて教育振興費で、就学援助・特別支援教育就学奨励事業についてお聞かせをいただきたいと思います。

子供の貧困は、学校の教育現場でキャッチすることが一番多くなっております。保護者からの申請だけではなく、学校が貧困をキャッチし、申請に至るケースがあるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、100 ページ、中学校費、学校管理費の体育館空調施設事業についてお伺いをいたします。

私のいろんな勉強の中で、スポットエアコンについても換気設備との併用が効果的と今まで勉強会等でも聞いてきたわけですが、今回、エアコンのみの使用になるのか、それで大丈夫かということで、どのように評価したのか教えていただきたいと思います。

次に、107 ページの 4 項の社会教育費、文化財費であります。

古文書等の文化財の保管は重要な事業であります。現在の文芸委員だけで八開庁舎等に一旦保管したと私は聞いておりましたが、整理できるのか。今後の公開についてもどのような方針を持っているのかお聞かせをいただきたいと思います。

9 款の消防費、91 ページの消防施設等整備事業についてお伺いをしたいと思います。

津島市との協力関係については、先ほどから前向きに進められていくということでありましたが、永和地区の消防車、救急車の到着が遅いことに対し、次年度は何らかの取組がされる予定なのかお伺いをしたいと思います。

それから、3 款の民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の予算書の89ページ、死亡人処置料で、現年度でも死体が放置された事件があったわけですが、次年度その対策等が盛り込まれているのかお聞かせをいただきたいと思います。

また、成年後見鑑定料手数料についても、実績と見込みについてもお聞かせをいただきたいと思います。

30ページ、概要書の30ページの権利擁護支援センター、これについて事業の目標、そして現年度の目標に対する達成状況についてはどう考えていらっしゃるのかお聞かせをいただきたいと思います。

もうちょっとで終わります。

あと、37ページの八開総合福祉センターの管理業務ですが、いろいろ御答弁もありましたが、市に管理を移行するということでありますが、将来的な活用やお年寄りの居場所というところでどのような事業を展開していくのか、八開総合福祉センターの利用の仕方について教えていただきたいと思います。

それから、44ページ、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費のシルバー人材センター補助事業についてお伺いをいたしたいと思います。

勉強会の中でも、ちょっと問題になったことでありますが、今回対象人件費を5人にした根拠を教えてください。

また、国から補助金が来ていると思いますが、この補助金は幾らなのか教えてください。

そして、この愛西市のシルバー人材センター補助金交付要綱というのがあるのか、あるのであれば、この5人の根拠については、どのように書かれているのかお聞かせをいただきたいと思います。

こちらについては、シルバー人材センターが要望したからということでの勉強会でのお話でしたので、しっかりとこの根拠について説明をしていただきたいと思います。

あと、46ページの発達支援センターについてであります。

当初から大人まで利用できる施設ということでスタートしたわけですが、年数もたってまいりました。現年度で目標はどこまで達成できているのか。そして、高校生、成人の利用状況はどうなっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

子ども家庭センターについてはいろいろ答弁がありましたので、割愛をさせていただきます。

6 款の農林水産費、概要書の68ページの農業委員会事業についてお伺いをいたします。

農地法違反で3年以内のものでは告発等ができるんですが、3年以内のもの、そして3年を超えている農地法違反については、何件あるのか教えていただきたいと思います。

それから、70ページです。1 項農業費、6 目農業施設管理費についてお伺いをしたいと思います。

こちらについてはちょっとびっくりで、昨年度2,700万を超すアドバイザーの委託が随契でされているということが分かっております。

次年度、令和6年におきましては、どこに幾らで、どのような事業を任せていくのかお聞か

せをいただきたいと思います。

再質問でまたいろいろお聞きしたいと思います。以上です。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

まず、財政調整基金の取崩しについての今度、助成金等で振り替えられる可能性の事業があるかについてですが、今年度実施事業における財源不足を補うために取崩しをするもので、現時点で振り替えられる可能性のある事業はございません。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

それでは、予算書195ページ、継続費の関係でございます。

道の駅関連事業の契約の明細ということでございますが、道の駅再整備工事契約額の年割額でございますが、令和5年度が5億5,756万8,000円、令和6年度が5億3,143万2,000円、その工事管理契約額の年割額でございます。令和5年度が517万円、令和6年度が935万円でございます。

西ゾーンの公園整備工事契約額の年割額でございます。令和5年度が4,292万4,000円、令和6年度が6,377万6,000円。

東ゾーンの公園の整備の契約の年割額でございます。令和5年度が1億7,498万6,000円、令和6年度が6億4,391万円、令和7年度が2億7,340万4,000円でございます。

それらの工事管理契約額の年割額です。令和5年度1,476万2,000円、令和6年度2,069万1,000円、令和7年度2,174万7,000円でございます。

あと、今後の契約ということで御質問がありましたが、そちらについてですが、令和6年度に予算や何か計上させていただいております観光拠点施設の建設及びその工事管理、あと債務負担を起こさせていただいております再整備工事のフードコートの建築及びその管理、あと西ゾーンの仕上げる工事、あと今大型の駐車場になっております土木のほうでの駐車場の改修の工事、こちらがまだ契約をしておりません。以上です。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

続きまして、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬についての会議の頻度でございますが、定例会議として年2回実施するほか、必要に応じて審査会を実施しております。

次に、答申までの期間でございますが、諮問から答申までの期間として3か月から7か月ほどを要しております。

続きまして、指定金融機関の振込手数料の交渉の件でございますが、指定金融機関とは何度か交渉をしております。以上でございます。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

初めに、市民活動支援公募事業です。

達成目標の定めにつきましては、第2次総合計画で地域活動に参加している市民の割合を指数としており、令和7年度の目標値を28%としております。

続きまして、継続できる団体が減ると判断に至ったことにつきましては、本補助制度は3年を限度と定めております。令和5年度継続事業として申請可能な3年未満の団体が5団体であ

ったのに対し、令和6年度当初予算では3団体と減少したことによります。

続きまして、団体育成についてです。

3年間で会員数を増やした団体や3年経過を待たずにほかの補助金を活用して今も活動を継続している団体がございます。市の委託事業を担っている団体はございませんが、協力協定を結んだ団体がございます。

続きまして、NPO育成、専門家についてです。

NPO育成の専門家という方は選任しておりません。

続きまして、専門知識を持ち、常勤できる職員はにつきましては、職員配置につきましては、NPO育成の専門性などを考慮しておりません。

続きまして、現場を訪問することについてです。

補助団体の実際の活動を拝見したり、事業内容について現場などでお伺いする機会も必要であると考えております。

続きまして、総合計画策定委託料についてです。

職員が中心になって作成しないのかにつきまして、委託事業者の支援を受けながら庁内組織が中心となって策定してまいります。以上でございます。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

それでは、私のほうから協働のまちづくり事業について御答弁させていただきます。

まず1点目、どんな課題を解決するための事業だったのかに関しまして、協働のまちづくり事業は、地域の様々な課題について地域が主体的に課題解決に取り組めるよう相談支援、情報提供、ワークショップなどの話し合いの場づくりや専門的な助言を受けるためのアドバイザーを派遣する事業となっております。

続いて、予定の6回に至らなかったのはについてです。

アドバイザー派遣は、協働のまちづくり事業の支援方法の一つで、必要に応じて派遣を行いました。

続いて、実施した団体の内容と成果は、令和5年度は、ワークショップの場を設け支援を行い、アドバイザー派遣も行いました。役員の負担が多いといった課題に対し、広報のポスティングを導入したことで役員の負担軽減が図られました。

続いて、減額する理由ですが、アドバイザー派遣については、実態に則したものといたしました。

続きまして、ごみ出し困難者の何らかの取組の検討はされたかについてです。

令和6年度から試行事業として実施し、現状の把握に努めてまいります。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、特別支援教育支援員等配置事業に係る学校要望について御答弁させていただきます。

特別支援学級に在籍する児童・生徒数や障害の状況等により、配当時間数を超えた時間数を要望される学校がある一方で、ガイドラインより過少に要望される学校があります。

また、海外からの転入に対応するための多言語支援員については、人材を確保することが困難な場合があります。

続きまして、ケース会議実施校についてでございます。

学校におけるケース会議では、発達に関する特別支援やDV関係、特別支援学級内での特性上のトラブルなどについて協議し、全ての学校が必要に応じて会議を行います。

続きまして、就学援助特別支援教育就学奨励事業に係る学校対応についてでございます。

毎年7月に保護者には就学援助に関する制度について、学校経由で案内文書を配付しております。学校が生活に困窮している保護者と接する機会に、この制度について案内する場合があります。学校側から貧困に関することにつきまして関与することはありません。

続きまして、体育館空調設備事業に係るエアコンの使用についてでございますが、設置を予定しているスポットエアコンは、体育館内に室内機を、体育館外に室外機を別々に設置するものです。屋内での放熱はなく、冷却効果を発揮することからエアコンのみの使用を考えております。

続きまして、文化財教育普及事業に係る今後の方針についてでございますが、市が所管する公文書等の資料は約9万6,000件あります。生涯学習課に配置されております学芸員と生涯学習課が育成した古文書解読ボランティアにより整理を進めております。

文化財の公開、活用につきましては、文化会館内の佐屋郷土資料室並びに佐織公民館内の佐織歴史民俗資料室で常設展示しているほか、企画展を年3回ほど行っております。文化財の整理を進めるとともに、企画展や体験学習を通して文化財の活用を図っていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○消防長（加藤義久君）

津島市との協力関係は進められているが、永和地区の消防車や救急車の到着が遅いことに対して、次年度は何か取組をされるかということに御答弁させていただきます。

指令の共同運用に併せ、具体的な運用方法についても現在検討中でございます。次年度からの取組につきましては、現時点で確定はしておりません。以上です。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

まず、3款、行旅死亡人処置料の関係で、現年度に死体が放置されたが、その次年度対策についてです。

葬祭人がいない、もしくは判明しない場合の御遺体は、墓地埋葬等に関する法律及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、速やかに御遺体を処置したいと考えていますが、長期保管となる場合には、業者へ保管場所の管理を徹底させて連絡報告を密に行う体制を取ってまいります。

次に、成年後見鑑定等手数料の実績と見込みです。

3月1日現在の令和5年度の実績は、成年後見人が必要とされる身寄りのない方1名の手続費用の実績がありました。

なお、令和6年度については、3名分の費用を見込んでいます。

次に、権利擁護支援センター事業の目標と現年度の達成状況についてです。

成年後見制度について広く周知を図り、総合相談、支援事業を実施することを目標としています。達成状況は、市内外にある障害サービス事業所や介護サービス事業所、金融機関等への周知及び市民向け講演会、行政職と福祉職のための研修会を開催し、権利擁護支援センターの認知度を高めることができました。

続きまして、八開総合福祉センターですが、市に管理を移行するとのことだが、将来的な活用をどのように考えているかということです。社会福祉会館部分は、今後も貸館としてボランティア団体等に会議室などを利用していただくことを考えています。老人福祉センター部分については、地域の高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションのために多様なニーズを捉え、検証しながら活用していきたいと考えています。

続きまして、シルバー人材センターの補助事業の関係です。

国庫補助金につきましては、愛知県シルバー人材センター連合会を通じ、愛西市シルバー人材センターへ直接交付されています。

次に、市からの補助金交付要綱について。

こちらは、愛西市シルバー人材センター補助金交付要綱があります。対象経費としましては、高齢者の就業機会確保、会員の拡大、会員の安全就業等、センターの目的を達成するために要する経費で、職員の退職給付に係る経費は除くと規定をしています。

次に、その補助金なんですが、対象人件費を5人にした根拠についてです。

令和6年度から対象経費を明確化いたしました。その協議検討の中で、近年の収支状況を踏まえ、5人分の人件費を補助対象とすることが適切と判断いたしました。

続いて、発達支援センターの現年度は目標が達成できているかについてです。地域の支援者向けの研修や巡回支援を行い、計画どおり実施しています。

次に、高校生や成人の利用状況については、保育所等の訪問支援事業は18歳未満が対象となり、現在高校生の利用はありません。相談事業のほうは、成人の方も利用していただいています。

私からは以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、6款農林水産業費、概要書68ページ、農業委員会事業でございます。

農地法違反の3年以内のもの、あと3年超のものということでございます。3年以内の農地法違反件数は4件、3年超の農地法違反件数は27件でございます。

続きまして、道の駅周辺整備事業のアドバイザー業務は、どこに幾らでどのような業務を任せてきたかということでございます。受託事業者は、パシフィックコンサルタンツ株式会社で、契約金額は2,750万円です。業務内容は、道の駅及び都市公園の管理運営を担う事業者を選定するまでに必要となる各種検討や募集資料等の作成、選定プロセスの推進などを支援していただくものでございます。以上です。

#### ○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

○7番（吉川三津子君）

それでは、順次再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず最初に、予算書の49ページの情報公開・個人情報保護審査会の件であります。年2回と必要に応じてということではありますが、異議申立てしてから答申が出るまで3か月から7か月と今御答弁がありました、1年以上たっているものもあるのではないのでしょうか。そこについて再度答弁を求めます。

そして、それだけかかるのであれば、県のほうでも複数の委員会を併設してやっていたり、回数を増やしたりといった改善をしてきているわけですが、そういったことは考えていないのか、情報は新鮮であって価値があります。1年もたつて情報が出てきても価値がない情報でありますので、その辺どのような改善を考えているのかお聞かせをさせていただきたいと思います。

それから、18ページの市民活動支援公募事業についてお伺いをしたいと思います。

今、この事業で目標が達成できているということではありますが、もう一度、これは何をもって目標が達成できていると考えられるのか。今公募も少なくなってきた、中には、この助成を受けて幾つかは新たな活動に行っていらっしゃる方もいらっしゃいますが、今まで何団体がここに公募して、なくなってしまった会とかいろいろあると思うんですが、何団体のうち、何団体が市と協働の活動ができているのかお伺いをしたいと思います。

そして、公募の審査会ですが、市民団体の育成に関しての専門知識を持った方が委員に加わっていないのは一体なぜなのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

そして、その後の助成ができる職員についても、今のお話だとそろっていない。そして、現場に訪問してどのようになっているかということも確認ができていないから必要と考えているということではありますが、自立した市民団体の育成が必要になってくるわけで、現年度の強化と次年度以降の課題について、再度しっかりと、これから職員も減っていく中、市民の協働、そして、市と行政の協力関係が必要になってくるわけで、ここについて現年度の評価と次年度以降の課題について御答弁をいただきたいと思います。

そして、予算書の63ページの総合計画についてですが、1点だけコンサルにお願いするということでもとても残念ですけれども、特徴あるこんな手法を取り入れてつくっていききたいんだというものがあれば、1つでも2つでもいいので御説明をいただきたいと思いますというふうに思います。

市民参加とか、そういったものはどこでもやっていることではありますが、こんなちょっと変わったものを取り入れてやっていくんだぞというものがあれば教えていただきたいと思います。

それから、協働のまちづくり事業についてであります。

令和5年度については、ワークショップをやったということで、支援方法がニーズに合っていなかったんじゃないかというような答弁だったかなというふうに思いますが、この協働のまちづくりの成果について、これに代わってほかの方法を取り入れていく必要があると考えているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（杉村義仁君）

吉川議員、すみません。

もう少し短直に再質問をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○7番（吉川三津子君）

分かりにくいですか。

○議長（杉村義仁君）

時間短縮に協力をお願いします。

○7番（吉川三津子君）

頑張ります。

それでは、もうちょっと早くしゃべったほうがいいですかね。

○議長（杉村義仁君）

はい。

○7番（吉川三津子君）

じゃあ、53ページの衛生費について、家庭ごみ収集運搬事業についてお聞きします。

私のほうとしてお聞きしたかったのは、この家庭の前での回収以外に、ほかに何か取組、新しい仕組みの検討はされたのかということをお聞きしましたので、それについてお願いをしたいと思います。

それから、96ページの特別支援級の支援員配置事業についてであります。

ケース会議ということで上げさせていただいておりますが、主にこれは発達障害の子供たちが家庭とかいろんな施設でどのような生活をしているかということを持ち寄って検討し、その子の成長を促していくものであります。少し何か答弁と私の質問と食い違っていたかなと思いますが、そういったケース会議ですね。トラブルが起きたから行うケース会議ではなく、その子供の成長を見守りながら過ごしていくためのケース会議はされているのか。どこの学校でされているのかということをお聞きいたしましたので、よろしくお願いしますと思います。

それから、107ページの文化財についてであります。

こちらのほうの学芸員の人数、それから活動状況、ボランティアの活動状況についてお聞きしたいのと、現状の文化財がきちっと整理されている状況なのか、まだまだ本とかが山積みになっている状況なのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

それから、あと30ページの権利擁護支援センターについてお伺いをいたしたいと思います。

こちらのほうの法定後見と任意後見がありますが、今後は法定後見のみの対応をしていくのか。そして、障害者については、未成年後見にも取り組んでいるのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

あと、44ページのシルバー人材センターについてお伺いをしたいと思います。

こちらのほうに5人分ということですが、こちらの要項の中では、この人数に対して、どのような記述がされているのか、この要項に則した判断となっているのかをお聞かせください。

そして、国から出てくる補助金は、何に対して補助がされているのかも教えていただきたいと思います。

あと、46ページの発達支援センターについてです。

大人になっても利用できるということで、次年度からこういった大人、1年前にも同じ質問をしたと思いますが、大人の利用に関して新たな事業計画があれば教えていただきたいと思います。

あと、68ページの農業委員会についてであります。

農地法違反に対して3年未満のものに対しては、どのような指導をしていくのか。時には、きちんとした警察介入もしていくのか、市の方針、3年を超えたものについては、どのような方針を持っているのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、70ページの道の駅周辺整備事業のアドバイザー業務であります。

随契で2,750万という随契で契約が昨年され、また次年度も随契で1,000万を超す契約がされる予定であります。随意契約は契約規則でルールが定められ、通常50万円までしか認められないわけですが、この規則の中で手続についていろいろ述べられております。令和4年には、この会社は官製談合で他の自治体では指名停止を受けているわけですね。そういったことも踏まえて、どのようにこの業者を選んだのか。随契の成立までのプロセス。そして、官製談合に対する市としての考えの整理をどのようにされたのかお伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

情報公開・個人情報保護の審査会の関係でございますが、諮問から答申までの期間といたしまして3か月から7か月ほどを要しておりますが、諮問するまでの審査手続において、諮問内容や争点を整理しているため、諮問資料等を準備する時間を要する場合がございます。

また、今後について審査の請求状況により、順次進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

市民団体が16団体今まで申請がございました。協働している団体は7つと認識しております。

専門知識に関してですが、本補助金は、多様で自主的な地域活動を支援することが目的であり、団体の熱意、事業の意義、自立性など様々な視点から評価審査を行っていただいております。現在の審査員の構成で十分有効であるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○経営企画課長（井戸田悦孝君）

少しお待ちください。

私から、市民活動の残りの質問の件で御答弁させていただきます。

まず目標値の関係でございますが、先ほど部長が答弁しましたのは、総合計画の令和7年度の目標値の設定でございます。

現在、私たちの現状ということでございますが、直近では達成状況24.7%、こちらは平成30年度における地域活動に参加している市民の割合は22.2%でございましたので、この事業につきましては、一定の評価があったんではないかというふうには考えております。

それから課題ということでございますが、現在、我々が行っております市民活動の補助金につきましては、市の全ての業務が市の職員で行えるわけではございませんので、市民の皆さん

が気軽にやってみたい、そういった補助金の目的を少しでも助けられるところの部分が助成ということでございますので、その部分では、この補助事業は評価できるのではないかと思いますけれども、やはり課の中で事業を継続していくかということの検証をしたときに、現場に行っても参加者の方たちの意見を聞くべきじゃないかという意見もありましたので、次年度以降、そういったことも踏まえて事業を継続していきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○経営企画課課長補佐（若松孝志君）

総合計画の特徴について御答弁させていただきます。

今回、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化することによって、総合戦略は人口減少、超高齢化社会という課題に対し、地域がそれぞれの特徴を生かした自立的、持続的な社会を創生することを目指す計画であり、総合計画で定めるまちづくりの方針、取組と共通しており、総合計画と一体で作成することにより整合性を図り、事業の進捗管理をしやすいします。

また、国のほうにおいても、そういった手法を入れるように通達が出ております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（田口貴敏君）

それでは、私からは協働のまちづくり事業に関しまして、現状この事業が必要があるのか、何かまた新しい方法があるのではないかという御質問に関しまして、まちづくりは単年でできるものではないと考えております。市民ニーズの変化や社会情勢などにも左右されます。引き続き、長期的な視点に立って地域の課題が地域で解決できる現在の仕組みを続けていきたいと考えております。

続いて、ごみ出し困難者の新たな取組は考えているのかの御質問に対して、新たな取組については現在考えてはおりません。来年度から試行事業として実施し、現状の把握に努めてまいります。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

先ほどは大変失礼いたしました。

特別支援教育に関するケース会議でございますが、特別支援に関するケース会議は、令和5年度永和小学校で実施させていただきました。

続きまして、文化財の保存・保管についてでございます。

現在、八開庁舎に保管されておりました文化財につきましては、立田体育館及び福原分校を一時保管所として移管を進めているところでございます。今後の保存・保管、公開につきましては、教育委員会内で協議を進めているところです。以上でございます。

#### ○生涯学習課長（石田泰弘君）

先ほどの再質問の中でありました学芸員の人数でございますが、こちらについては現在、考古1名と歴史1名で2名体制で行っております。ボランティアの数においても、現在1名の方をお願いしております。これらの方は、常勤でその現場にいるというわけには、生涯学習課の

一員でありますので、多様な業務の中で不定期で整理のほうに赴ける場合によって、それで出かけて整理をしているという状況です。

現状としましては、先ほど部長のほうからも答弁がありましたように、未整理のものもまだありますので、今後も引き続き整理をしていくということになると思います。よろしくお願いします。

#### ○保険福祉部長（人見英樹君）

成年後見制度の関係ですが、こちらにつきましては、成年後見が必要な方についてはまずは相談に乗って、弁護士や司法書士、その専門の方が後見人になる場合は、そちらのほうにもアドバイスをさせていただき、そういった方がお見えでない方については、市長申立てで書類の作成等、アドバイスをいたします。

それで、未成年者の後見関係なんですけど、こちらについては相談はありますが、実績はありません。

続きまして、シルバー人材センターの補助金に関する関係です。

まず、国からの補助金の対象については、こちらは臨時職員の人件費の一部と事務費等となっております。市からの補助金につきましては、こちらは先ほど申し上げたように、シルバー人材センターの活動をするに当たって全体的な経費を対象としており、ただし職員の退職経費に係る経費は除くということで規定はしておりまして、人件費で幾らですとか、人数についての記載はありません。

それから、発達支援センターについてです。

こちらの大人の成人の方に対しての新たな取組ということですが、成人の方が対象になるものは相談支援事業しか今はございませんが、新たに始めるということは現段階ではございません。以上です。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

農業委員会の農地法違反の関係の指導はどのようにというお話をいただいております。

まず3年以内につきましては、許可権限者である愛知県と共に連携を取りながら農業委員会から指導の文書か何かを出すような手はずを取っております。3年超の場合でございますが、3年とか長い期間になりますと、なかなか相手方と連絡も取れなくなるというような事態もかなり多くなってきております。今のところ経過観察という形で見させていただいておるところでございます。

続きまして、アドバイザリー業務の関係でございます。

随意契約の理由ということでございますが、今回、本事業の実施に当たりましては、令和4年度に採択されました国土交通省の事業でございます専門家派遣によるハンズオン支援の成果を活用することが不可欠であるということによりまして、今回もパシフィックコンサルタンツ株式会社というところを選定したというところであります。

この事業自体につきましては、かなり専門的な知見を有する経験豊富なコンサル助言とか、あと法律のほうに精通した弁護士の協力というのが不可欠でございますので、そこら辺も勘案

しまして、随意契約をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の具合により会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第20号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第18・議案第20号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

議案第20号：令和6年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてですが、予算案で、まず第1点、今回は収納率、どのくらいの収納率を見込んで今回の予算を立てられたかというのがまず1点。

2点目に、予算案で2款1項1目の特別交付金というのがあるんですが、この特別交付金について、保険者努力支援分3,622万9,000円についての詳細をお伺いします。

続いて、概要書の118ページの直営診療施設勘定ですが、規模がかなりの縮小となりますけれども、その縮小となる理由を教えてください。

また、地方交付税で交付税措置されるのが約700万ほど交付税措置されるという診療所勘定ですね、診療所として交付税措置されるんですが、その措置をされた分について繰り入れないことをずっとこの間していますので、その繰り入れない理由について確認させてください。以上4点、お願いします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず1点目、収納率は95.5%を見込んでいます。

次に、特別交付金保険者努力支援分の詳細は、取組評価分として3,075万5,000円、事業費連動分として547万4,000円を計上しています。

次に、直営診療所施設勘定の予算規模の縮小の理由です。患者数の実績等で予算を積算しており、縮小する事業はありません。私からは以上です。

○総務部長（近藤幸敏君）

交付税措置の繰り入れの関係でございますが、普通交付税は一般財源であり、また直営診療施

設勘定は、運営準備基金を保有しております特別会計であることから、一般会計からの繰出しは考えておりません。

○４番（河合克平君）

95.5%を見込むということと併せて、この努力者支援金の3,077万円と547万円について、それぞれもう少し踏み込んだ説明をいただけますか。どうするとこの3,000万円と500万円がもらえるのかお願いします。

あと、診療所勘定ですが、患者数が実績で少なくなっているということですけれども、患者数を伸ばすようなことは考えてあるのか。実績が少なくなっているので、薬剤師を減らすのではより縮小してしまうので、そういったことは今回の予算では考えられることはないのかお願いします。

あと、交付税で措置される一般財源化ではありますが、その一般会計を積み上げていく中で、診療所があることによって積み上がっていく、そういう計算がされていますので、実際診療所の部分について繰り入れることによって診療所がより充実していくというふうに考えますが、そのことについて、毎回そうですけれども、この交付税の措置される金額を繰り入れることについては、再度考えないのか、検討されないのか教えてください。よろしくお願いします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

特別交付金努力者支援金の積算根拠ですけれども、取組評価分につきましては、今年度の取組評価、そういったものを点数化して県のほうに報告し、県から示されてくる金額を計上しております。

また、事業費連動分のほうなんですけど、こちらについては事務的な経費が主なものになっていまして、歳出と連動しているという状況であります。

○４番（河合克平君）

評価の内容を聞きたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

取組評価につきましては、例えば健診等の受診喚起ですとか、そういったところの評価については、県下でも高い点数をいただいています。全体的な順位としても、愛西市は県下ではかなり高い順位をいただいております。全体的な評価としては、いろいろ努力者支援として保険者の努力をしているという状況であります。

診療所につきましては、こちらについては開業医が多くなってきている状況で、積極的な広告といいますか、周知というのはできないんですが、コロナ禍で一旦長くなりました処方日数とかを当然相手の状況を見るために、一月以内に受診していただくように呼びかけをしたりですとか、あとは薬剤師につきましても、今は予定なんですけど、受診数、患者数が増えてれば、こちらについては配置をして運営に支障がないように努めてまいります。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

○総務部長（近藤幸敏君）

繰入れの関係でございますけれども、直営診療施設勘定は運営準備基金を保有しており、特別会計であることから考えておりません。以上でございます。

○4番（河合克平君）

ありがとうございました。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第21号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第19・議案第21号：令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・真野和久議員。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第21号：令和6年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてですが、予算書69ページの滞納繰越分、1款1項2目2節の200万円についてですが、保険料の滞納者、いわゆる後期高齢者の中の保険料の滞納者の人数とか、滞納額について教えてください。

また、いろいろと理由はあると思いますが、滞納理由、それからあと、その滞納者の被保険者に対する割合等についても教えてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

令和5年5月末繰越時の滞納繰越分の保険料、滞納者数は79人、滞納額は774万8,700円で、滞納理由は、生活困窮等で納付ができない、訪問を繰り返しても連絡がつかないなどです。被保険者に対する割合は0.69%です。以上です。

○5番（真野和久君）

今滞納理由として、訪問してもなかなか連絡がつかないという話ですが、これ取れない場合、保険料を払ってもらえない場合、滞納が解決できない場合というのは、愛知県が解決するのか愛西市が解決するのか、その辺はどういうふうになっていますか。

○保険年金課長（後藤真治君）

滞納につきましては、愛西市のほうで対応いたします。

○5番（真野和久君）

不納欠損。

○保険年金課長（後藤真治君）

はい。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、概要書の121ページですが、後期高齢者医療保険料については、今回非常に増額がされているんですけれども、その増加がされている理由について確認させてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

令和6年度が改定の年に当たり、後期高齢者医療広域連合会から示された保険料率の増によるものです。以上です。

○4番（河合克平君）

改定をされたということですが、どのくらいどのような改定がされたか、具体的に教えてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

令和4年、5年と比べて被保険者の均等割額は、4年、5年が4万9,398円から5万3,438円、所得割率は、4、5年が9.57%から11.13%、保険料賦課限度額が令和4年、5年が66万円が80万円となりました。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第22号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第20・議案第22号：令和6年度愛西市介護保険特別会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

1件だけですけれども、概要書の130ページ。

3款3項3目3節の生活支援体制整備事業に関してですけれども、ここはいわゆる生活支援で第2層協議体の関係になると思いますが、コーディネーターの配置については、コーディネーター報酬費等が計上されているんですけれども、第2層協議体は、大体各地区今毎月のように行われていてというふうになっています。様々な活動を行っていますが、そうした活動に関する活動費等についてはどうなっているのか、それについてお尋ねします。

○保険福祉部長（人見英樹君）

第2層生活支援コーディネーターは、資源開発及び支援ニーズとサービス提供のマッチングが主な役割であり、地域住民同士の活動を促し、行政サービスにつながる提案をしていただい

ています。そのため、経費を要しない活動と認識をしていますので、報償費以外での経費の助成はしていません。以上です。

○5番（真野和久君）

いわゆる、第2層協議体そのものに関しては、メンバーに関しては報償費等は当然受け取っていないわけで、協議体に参加している市民は。そうした方々が様々な活動をやられていて、前回この前も西川端小学校で小学生の様々な事業の話がありましたけれども、そうした事業をもし協議体等でやろうとすれば当然費用はかかるわけで、そうしたことについて何もされないというのは、どうなのかなと思うんですが、こうした協議体等の活動を活発化するには、やはりそうしたことも今後検討していかなきゃいけないとは思いますが。

○保険福祉部長（人見英樹君）

取組の中で、いろいろマップをつくったりとか、そういった経費が生じているということは承知しているんですが、現在のところは、報償費以外の経費の助成は考えておりません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第22号の令和6年度愛西市介護保険特別会計予算ですが、私からは1点、概要書の123ページの歳入について、それぞれ割合が決まって、保険料ですとか国庫支出金、県支出金等、割合が決まっているんですけれども、保険料については、値上げがされるという条例が通ったので、前年度対比4.5%かと思いますが、国庫支出金と県支出金については、国の支出金110%ということですからかなり高くなっているんですが、その増加の理由を教えてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

介護給付費等地域支援事業費の増加分に対する増額及び調整交付金の増額も見込んでおります。以上です。

○4番（河合克平君）

では、その給付費というのは、どれぐらいなのかということは6%ですけれども、それについては、金額的にいうとかなり増えるという見込みだということと併せて、今調整交付金も増額するということでしたが、これは各市町の状況によって国が5%の割合の中で調整をして交付する調整交付金かと思うんですが、これは幾つから、何%から何%ぐらいの増額になるのか教えてください。

○保険福祉部長（人見英樹君）

介護給付費の増加分に対する増額は5,670万円ほどです。地域支援事業費の増額部分は約280万ほど、調整交付金の増額分に対する増額は6,300万ほどで、令和5年度は愛西市は3.56%の調整交付金で見えておりましたが、令和6年度は3.6%で見込んでおりまして……。

失礼しました。5年度の予算では2.56%で見込んでおりました。そのため増えるということです。失礼しました。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第22号：令和6年度愛西市介護保険特別会計予算について、2点質問いたします。

ページ数が128ページの3款地域支援事業費の関係で……。

○議長（杉村義仁君）

吉川議員、何の128ページですか。

○7番（吉川三津子君）

すみません。失礼しました。概要書です。128ページです。

こちらのほうの生活支援サービス事業で、住民主体サービス補助金についてお伺いをしたいと思います。

こちらのほうなんです、住民主体団体があるわけですが、訪問の住民主体サービスの関係で、コーディネートの役割は地域包括支援センターがしているのか、社協がしているのか。それとも団体のほうできちんとコーディネートをしているのか。以前にも質問したことがあるんですが、最近ちょっとチラシで違ったものを見てしまったので、今どうなっているのかお伺いをしたいと思います。

それから、あと同じく同じ部分ですが、介護予防・生活支援サービス負担金の中で、現行相当、そしてサービスAがあるわけなんです、介護給付の単価と比べてどうなのか。金額比較ができるならば、それを教えていただきたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

まず、住民主体サービスのコーディネートについてです。

住民主体サービスの団体育成に関するコーディネートは、生活支援コーディネーターが担っています。第1層コーディネーターは2人配置しており、1人は社会福祉協議会に委託をしています。

続きまして、介護予防・生活支援サービス負担金の関係の現行相当とサービスAの報酬単価の違いです。まず、訪問介護相当サービスの基本報酬は、月額で1割負担の方が利用した場合、週1回は1,225円、週2回は2,447円、週3回は3,883円です。訪問型サービスAのほうは、基本報酬は、月額で1割負担の方が利用した場合、週1回は980円、週2回は1,957円、週3回は3,112円です。

一方で、通所介護のほうですね、こちらの相当サービスの基本報酬も月額で申し上げますが、1割負担の方が利用した場合、週1回は1,717円、週2回は3,520円です。サービスAの通所型サービスAの基本報酬は、月額で1割の負担の方が利用した場合、週1回は1,374円、週2回は2,816円です。以上です。

○7番（吉川三津子君）

私の通告がうまくできていなくて申し訳ありません。

最初のコーディネートというのは、住民主体のほうでお掃除とか、お買物とか、そういった

お願いするときのマッチングするコーディネーターのことを私は質問をいたしました。そういったものを住民主体で登録している団体がマッチング、利用者のところへの聞き取りとか、そういったものも全部住民主体団体のほうで完結しているのか。それとも先ほど申し上げたような協議体、第1層とかそういった社協さんとかが担っているのか。担っているところと担っていないところがあれば、それもまたちょっと問題だと思うので、それがどうなっているかということをお伺いした次第です。

それからあと、現行並み、それから介護給付サービスAがありますが、これの実際のヘルパーさんというのは、同じ方がされているかと思うんですね。同じ作業を単価が違うところでやっていたらという事で、こういった事業者、サービスAとか現行並みを担う民間施設の登録が減っていたりとか、利用時に断られたりとか、そんなことが起きていないのか確認をさせていただきたいと思います。

あともう一点、次年度、この料金の見直しをする予定がないのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

○保険福祉部長（人見英樹君）

訪問型サービス、住民主体型サービスとのマッチングですけれども、こちらについては、第1層コーディネーターのほうで相談等を受ければ、そちらのほうの仕事も……。

○7番（吉川三津子君）

違う、違う。

○保険福祉部長（人見英樹君）

失礼しました。訪問型サービスの団体で完結をしております。すみません。

続きまして、サービスAを担う民間施設の登録が減っていないかということなのですが、こちらについては、令和5年度は2月末現在で年度当初から1施設減っていますが、今後も民間事業者には新規支店の相談時に住民の方に様々なサービスが提供できるよう、訪問、通所介護相当ばかりでなく、訪問型、通所型サービスAの指定を依頼しながら進めてまいります。

それから、料金の改正については考えておりません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第23号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21・議案第23号：令和6年度愛西市水道事業会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○４番（河合克平君）

概要書の132ページです。

他会計からの補助が増額されておりますが、その理由について確認させてください。

概要書の同じく132ページの損益勘定留保資金を使って資本的収支を合わせるというふうに書かれておりますが、この損益勘定留保資金の現在の6年度当初の残高を教えてください。

続いて、概要書134ページですが、受水費、愛知県企業庁から水道水を購入するということで、値上げがされるということで報道もされておりますが、値上げがされるように予算が立てられておりますが、この値上げ分については、この事業会計自体に対する値上げの影響、そういったものがどのように考えられていらっしゃるのか教えてください。

以上3点お願いします。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

他会計補助金についてでございます。

令和5年度予算と同じ2か月分の上水道料金免除補助事業に係る基本料金相当額を計上しておりますもので、増額については、消費税還付金を計上したことによるものでございます。

続きまして、損益勘定留保資金についてでございます。

令和6年度末の残高見込みは、約3億3,000万となっております。

最後に、県水値上げの影響についてでございます。

愛知県企業庁から購入する水道水は、基本料金は現行どおりで、使用料は令和6年10月分から1立方メートル当たり28円、令和7年4月分から1立方メートル当たり32円と2段階で値上げされます。令和6年度予算は、受水量を年間241万立方メートル見込んでおりますが、半年分が1立方メートル当たり2円の値上げとなり、下半期分における影響額は、消費税及び地方消費税込みで約270万円の増額となります。以上でございます。

#### ○４番（河合克平君）

他会計補助については、消費税の還付金を入れたということですがけれども、消費税の還付はなぜ発生するのか教えてください。

あと、損益勘定留保資金の残高ですが、3億というのは、大体今回でいうと7,000万円ぐらい不足する金額は損益勘定留保資金ということなので、同等の令和6年度時点で3億円の損益勘定留保資金というのは多いのか少ないのか、程々なのか分かりませんが、これの評価はどういう評価なのか教えてください。

あと、県水についても値上げがされるということで、大体270万ほど値上げがされるということですがけれども、もともと差引き2,700万円の増額になりますので利益は出ているということで、値上げということもありますので、利益が出るという状況なので、多少県水が値上げされても大丈夫だよという結論に至るということでもいいですか、その確認です。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

まず、消費税還付金を計上した理由ということでございますが、建設改良費の増加に伴い、還付見込みとなるためでございます。

続きまして、損益勘定留保資金の今後の推移、評価ですね。建設改良費の増により、減価償却費が増加見込みであることに加え、建設改良費の財源として企業債を活用していくため、今後も増加していく見込みでございます。

県水の値上げについてでございますが、令和6年度は下半期分だけでございますので、再来年等、またもっと値上げになってきますもので、上水道使用料の改定が6年4月1日からになりますので、今後、またおおむね3年後、県水の値上げを見込んだ検討というのは必要になってくると考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第24号（質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第22・議案第24号：令和6年度愛西市下水道事業会計予算を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

1点、概要書137ページの公共下水道の接続率、今ちょっとだんだん低下している状況なんですけれども、その原因について教えてください。

○上下水道部長（山田英穂君）

公共下水道に関しては、整備による処理開始戸数が増加することにより、対象戸数が毎年増えるため、接続率は上がりにくい状況でございます。それが理由でございます。以上です。

○5番（真野和久君）

整備工事によって接続対象の戸数が増えているけれども、それに見合った形で接続がされていないということだと思んですが、それは今までもある意味パーセント、率でいけばあまり変わらないと思うんですけれども、その点についてはどういうふうに。

○上下水道部長（山田英穂君）

下水道事業といたしましては、接続率の向上ということで取り組んでおります。接続されていない世帯に対するチラシの回覧及び広報「あいさい」による接続啓発活動を継続して行っておりますもので、今後も接続効果の高い住宅、集合住宅や事業所等を対象に訪問による啓発活動を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

2点です。概要書137ページの下水道事業会計予算の中で、特に収益的収入のところで、営業外収益がかなり多くなっているんですが、その増加の理由を教えてください。

また、概要書142ページの企業債の利息ですが、企業債の利息が公共で1億1,300万円で、農水で3,100万円ということで、一般会計よりも企業債が多いんだと思いますが、これの最高の利率と最低の利率について伺います。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず、営業外収益の増加理由についてでございます。

主な要因は、他会計補助金のうち、下水道事業債元金償還金は一般会計より繰り入れられており、昨年度より増加したことによるものでございます。

利率でございます。最大で平成5年度借入れの農業集落排水で4.65%、最少で令和元年度借入れの農業集落排水で0.030%になっております。以上です。

○4番（河合克平君）

この4%台というのは、かなり大きいと思うんですけれども、企業債の利息ですね。こういったことは、4.6%というと、今からすると何十倍、何百倍という形ですけど、こういうのは借換えをしていくとか、そういうことは今回の予算等では入っていないですけど、借換えをするということはしないんですか。

○上下水道部長（山田英穂君）

地方債の借換え条件の見直しにより、利息の減額は可能でございますが、年間の元金償還額が増加し、経営が圧迫されるおそれがあるため、今のところを見直しのほうは考えておりません。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第24号：令和6年度愛西市下水道事業会計予算について質問します。

137ページの下水道会計予算の総額、資本金的収入、負担金及び分担金のところでお聞きしたいと思います。

今、滞納金というのは幾らあるかということで、今現在、その滞納金、滞納されているものが支払われたら、この延滞金は幾らになるのかということをお聞きしたいと思います。滞納金と延滞金についてお聞きしたいと思います。

同じく、収益的収支のほうについても、延滞金が幾らあるのか。そして、現在支払いがされたとすると延滞金は幾らになるのか教えていただきたいと思います。

そして、以前、一般会計から繰入れせずに独立体制、企業会計だとそこを目指していると国は言っているわけですが、独立採算で運営すると水道代が3倍になるという答弁がありました。現在の接続率、営業費用から考えて、今の下水道料金は将来的に水道代の何倍に、将来的ではありません。繰入れがなかったら何倍になるのか、試算はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

それから、高齢者世帯の接続率というのが大変問題になっていると思いますが、どう評価しているのか。現状について分析していればお聞かせいただきたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

まず1点目の収益的収支、収入の関係で、受益者負担金の滞納額ですね。1月末現在の受益者負担金等の滞納金は、約640万円になっております。支払いがされたと仮定した延滞金については、それぞれの滞納となっている案件ごとに法定の期限の翌日から滞納金の納付日までの日数、金額に基づき計算されるものであり、個々の案件によりその算出条件が異なり、支払いがされたと仮定した延滞金を算出するためには、システムへ一件一件入力する必要があり、算定ができておりません。

使用料のほうについても、1月末現在の公共下水道事業の使用料、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業の使用料及び維持管理分担金の滞納金は、約1,670万円になります。仮定した延滞金を算出するには、手計算で行うことにより算定ができておりません。

次に、何倍になるかというところでございます。

まず、現在の接続率は、令和6年2月末で公共下水道58.8%、農業集落排水93.0%、コミュニティ・プラント92.9%になります。公共下水道事業への他会計補助金を使用料で補おうとした場合は約2.4倍、農業集落排水事業等は基金を加算しますと約1.9倍になります。

最後に、高齢者の接続率の評価でございます。

令和5年度末の市内の75歳以上の高齢者世帯は約15%で、整備区域においても同等と推移していると考えております。ただし、接続率については把握していない状況でございます。以上です。

○7番（吉川三津子君）

とてもこの延滞金が幾らになるかというのも概算等でもつかんでいないのか。本来入ってくるお金が幾らあって、それが徴収できていないということでもありますので、そこら辺、概算でもつかんでいないのかお聞きをしたいと思います。

それから、あと高齢者の接続率のことをお聞きしました。この接続率をアップしていくためには、どういう課題があるのかということをつかんでいく必要がありますので、高齢者世帯のこういった家庭が接続率が低いのか、その辺全く分析していないのか、再度お聞きしたいと思います。

そして、接続率についてですが、最初の頃に供用開始になったところで半年後ぐらいには接続率が何%だったんだけど、最近供用したところについては、半年たってもこれぐらいの接続率しかないんだという過去と現在の比較についてされているのか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

○上下水道部長（山田英穂君）

仮定とした延滞金関係なんですが、今回議員より依頼がありました。現在、あくまで仮定として作業を進めている状況でございます。ですので、概算という形でも出ておりません。

続きまして、高齢者の接続率に関しては、まず下水道課といたしましては、接続率を優先的

に上げるということをまず第一優先に考えております。高齢者の接続率というのは、大事なところだと思っておりますが、比較のほうもしておりませんし、分析のほうも今のところはちょっと検討をしておりません。以上です。

○7番（吉川三津子君）

最初の頃の接続率と最近の接続率についても分析をしていないということでしょうか。

○上下水道部長（山田英穂君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・委員会付託について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第23・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第2号から議案第3号及び議案第5号から議案第14号並びに議案第16号から議案第24号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、3月22日午前9時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時20分 散会

